



くにたちしだい じ けいかく  
国立市第3次しょうがいしゃ計画

ひと ちいき く  
～しょうがいのある人が地域であたりまえに暮らすた

きょうりよく くにたち じつげん  
めにみんなで協 力 するまち国立の実現～

れいわ ねん がつ  
令和7年3月  
くにたちし  
国立市



# はじめに

国立市ではこれまで、「すべての人が安心して暮らせるまち」の実現をめざし、障害のある方々が地域の一員として尊重され、地域社会の中でともに生きていける環境づくりに取り組んできました。

この度、国立市における、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までのしょうがい福祉施策推進のための理念、方向性を定めた「国立市第3次しょうがいしゃ計画」を策定しました。

平成26（2014）年、国連において「障害者権利条例」が採択され、平成28（2016）年に障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されるなど、障害福祉向上のための法制度が整備されてきました。

令和4（2022）年に、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とする「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、また、「障害者差別解消法」が一部改正され事業者における合理的配慮提供の義務化等が令和6（2024）年4月から始まりました。国立市では、「国立市手話言語条例」を令和5（2023）年9月に制定いたしました。

今回策定した「国立市第3次しょうがいしゃ計画」では、「誰もが排除されない社会」「一人ひとりの尊厳が守られるまち」を実現することをめざし、「当事者抜きに、当事者のことをきめない」という共通認識のもとで、当事者の声を反映した支援や環境整備を盛り込んでいます。障害の有無にかかわらず、すべての市民が自分らしく暮らし、地域で共に助け合いながら生きることができる社会、それこそが私たちの目指す“共生のまち・くにたち”です。

これまでの施策評価を踏まえたうえで、基本理念のもとに9つの基本方針を設定し、基本方針毎に関連する項目を設け、それぞれ【課題】【方向性】【指標】【関連施策】ごとに整理しました。基本理念の達成に向け、関連する様々な施策に取り組んでまい

ります。

この計画<sup>けいかく</sup>を市民<sup>しみん</sup>の皆さま<sup>みな</sup>とともに育て<sup>そだ</sup>、実行<sup>じっこう</sup>し、誰<sup>だれ</sup>ひとり取り残<sup>と</sup>されないまちづくりを、共に進<sup>ともすす</sup>めてまいりましょう。

本計画<sup>ほんけいかく</sup>の推進<sup>すいしん</sup>には、市民<sup>しみん</sup>の皆さま<sup>みなさま</sup>をはじめ、障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>福祉<sup>ふくし</sup>サービス事業<sup>じぎょう</sup>所<sup>しょ</sup>や関係<sup>かんけい</sup>団体<sup>だんたい</sup>等<sup>とう</sup>がともに手<sup>て</sup>を携<sup>たすき</sup>え、一丸<sup>いちがん</sup>となつて取<sup>と</sup>組<sup>く</sup>んでいくことが必要<sup>ひつよう</sup>です。引<sup>ひ</sup>き続<sup>つづ</sup>き、御<sup>ご</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>・御<sup>ご</sup>協<sup>きょう</sup>力<sup>りょく</sup>をお願<sup>ね</sup>いいたします。

結<sup>むす</sup>びに、策<sup>さく</sup>定<sup>てい</sup>にご尽<sup>じん</sup>力<sup>りょく</sup>いただいたしょうがいしゃ施策<sup>しさく</sup>推<sup>すい</sup>進<sup>しん</sup>協<sup>きょう</sup>議<sup>ぎ</sup>会<sup>かい</sup>委<sup>い</sup>員<sup>いん</sup>の皆さま<sup>みなさま</sup>をはじめ、アンケ<sup>ちよう</sup>ー<sup>さ</sup>ト<sup>さ</sup>調<sup>ちよう</sup>査<sup>さ</sup>やパブ<sup>とう</sup>リ<sup>き</sup>ック<sup>りょく</sup>コメ<sup>し</sup>ン<sup>みん</sup>ト<sup>みな</sup>等<sup>さま</sup>にご協<sup>きょう</sup>力<sup>りょく</sup>いただいた市民<sup>しみん</sup>の皆さま<sup>みなさま</sup>に、心<sup>こころ</sup>より感<sup>かん</sup>謝<sup>しゃ</sup>申<sup>もう</sup>し上<sup>あ</sup>げます。

令和<sup>れいわ</sup>7（2025）年<sup>ねん</sup>3月<sup>がつ</sup>

国立市長 濱崎 真也



くにたちし けいかく こうせいないう  
国立市しょうがいしゃ計画の構成内容

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. 「国立市しょうがいしゃ計画」の基本理念         | 1  |
| 2. 「国立市しょうがいしゃ計画」の位置づけ         | 2  |
| 3. 「国立市しょうがいしゃ計画」の対象期間         | 3  |
| 4. 「国立市しょうがいしゃ計画」策定の背景と趣旨      | 4  |
| 5. 計画におけるSDGsの取組               | 8  |
| 6. 国立市におけるしょうがいのある人に関する統計データ等  | 9  |
| 7. 「国立市しょうがいしゃ計画」等策定に係る実態調査の概要 | 18 |
| 8. 施策の体系                       | 24 |
| 9. 基本方針                        | 26 |
| 10. 計画の推進体制                    | 83 |
| 11. 【資料】国立市しょうがいしゃ施策推進協議会委員名簿  | 84 |
| 12. 【資料】国立市しょうがいしゃ施策推進協議会審議経過  | 85 |
| 13. 【資料】用語の解説                  | 86 |

※ しょうがいの表記については、法・制度に規定されている場合は「障害」とし、そ

れ以外はひらがなとします。

※ 年の表記については、西暦年で表記し（カッコ）内に元号年を記載しました。改元後

は新元号に読み替えます。

# 1. 「<sup>くにたちし</sup>国立市<sup>しょうがいしゃ</sup>しょうがいしゃ<sup>けいかく</sup>計画<sup>きほんりねん</sup>」の基本理念

## <sup>きほんりねん</sup>【基本理念】

～<sup>ひと</sup>しょうがいのある<sup>ちいき</sup>人が<sup>く</sup>地域であたりまえに暮らすために  
<sup>きょうりよく</sup>みんなで<sup>くにたち</sup>協力する<sup>じつげん</sup>まち国立の実現～

<sup>くにたちしだい</sup>国立市<sup>し</sup>第3次<sup>けいかく</sup>しょうがいしゃ計画においては、<sup>じょうき</sup>上記<sup>じつげん</sup>の実現<sup>む</sup>に向け、<sup>い</sup>以下の<sup>か</sup>基本理念<sup>きほんりねん</sup>の  
<sup>さいもく</sup>細目<sup>か</sup>を掲げます。

1. <sup>とうじしゃ</sup>当事者<sup>ぬ</sup>抜きに、<sup>とうじしゃ</sup>当事者の<sup>き</sup>ことを決めない<sup>すべ</sup>ということをし、<sup>ひと</sup>全ての人が<sup>きょうつうにんしき</sup>共通認識とし  
て持つこと。
2. <sup>ひと</sup>しょうがいのある人ひとりひとりが<sup>きほんてきじんけん</sup>基本的人権<sup>う</sup>を生まれながらにして持つ<sup>も</sup>ているこ  
とを、<sup>すべ</sup>全ての人が<sup>きょうつうにんしき</sup>共通認識<sup>も</sup>として持つこと。
3. <sup>ひと</sup>しょうがいのある人の<sup>じぶん</sup>自分らしい<sup>く</sup>暮らし<sup>じつげん</sup>の実現<sup>む</sup>に向けた<sup>じ</sup>自己選択<sup>こ</sup>・<sup>じ</sup>自己決定<sup>けつてい</sup>の<sup>そんちょう</sup>尊重
4. <sup>ひと</sup>しょうがいのある人の<sup>あんしん</sup>安心<sup>あんぜん</sup>・<sup>せいかつ</sup>安全な<sup>じつげん</sup>生活の実現

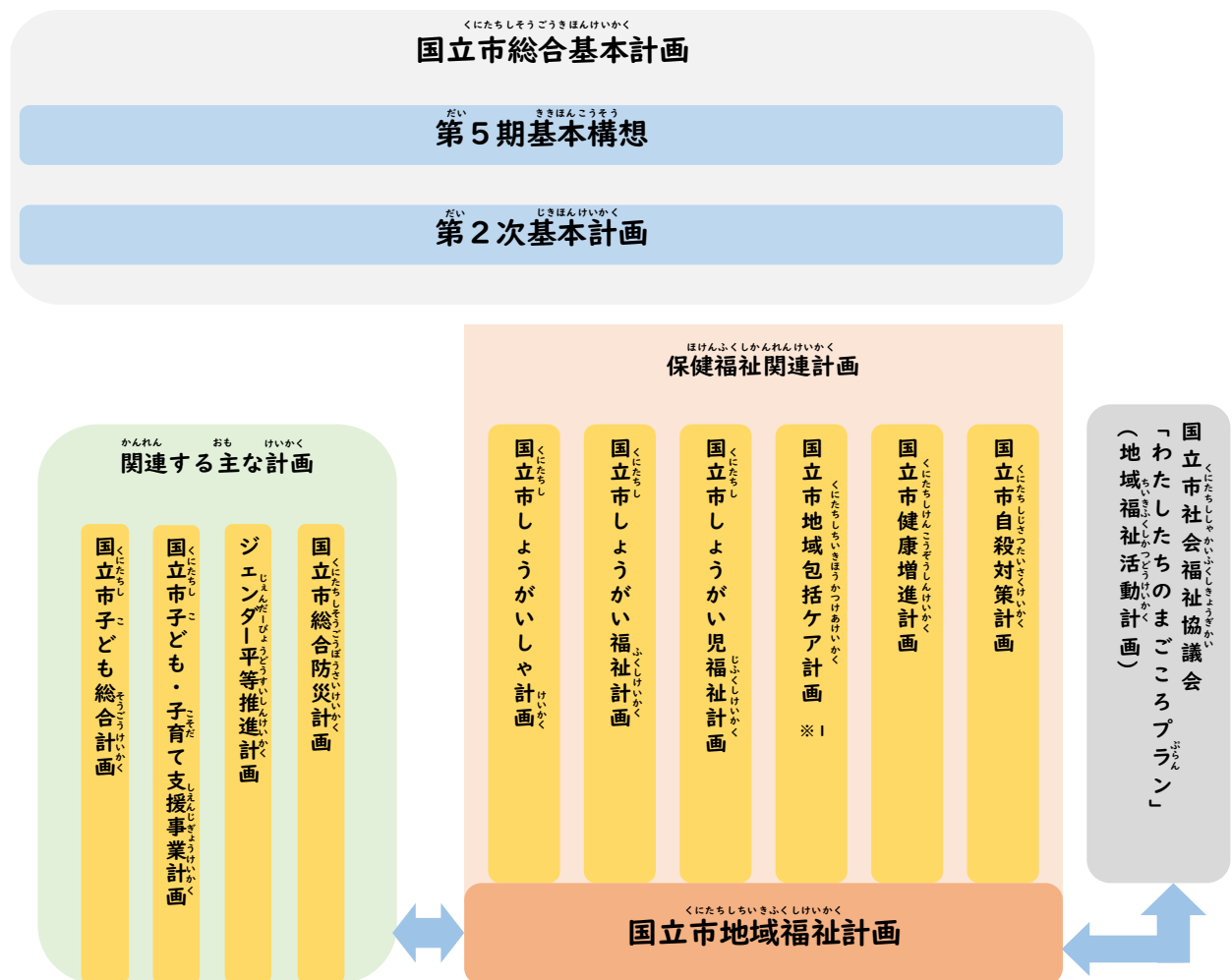
## 2. 「国立市しょうがいしゃ計画」の位置づけ

### 国立市における『障害者計画』と『障害福祉計画』・『障害児福祉計画』

障害者計画は、障害者基本法を根拠に策定する計画です。主に、しょうがい福祉施策推進のための理念、方向性を定めるものです。国では内閣府が障害者基本計画を定めており、都道府県はこれを受けてそれぞれ都道府県障害者計画を策定しています。

また、市町村においてはこれらを基本として、市町村ごとのしょうがいのある人の状況等を踏まえ障害者計画を定めることとされています。

本計画は、市の基本構想・基本計画を上位計画として、関連計画との整合性をもち、「国立市しょうがい福祉計画」・「国立市しょうがい児福祉計画」との調和を保ちながら策定される計画です。市の基本構想・基本計画、関連計画とは以下のとおりとなります。



※1 第8期国立市介護保険事業計画と第6次国立市高齢者保健福祉計画を一体として策定した計画

### 3. 「国立市しょうがいしゃ計画」の対象期間

「国立市しょうがいしゃ計画」の対象期間は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6か年を計画期間とします。また、「国立市しょうがい福祉計画」及び「国立市しょうがい児福祉計画」については、国が、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間について基本指針を示していることから、同期間の目標値等を定めています。

なお、関連する他の計画の対象期間は次のとおりです。

【関連計画の計画期間】

|                                | 2023年度<br>(R5)           | 2024年度<br>(R6)              | 2025年度<br>(R7) | 2026年度<br>(R8)         | 2027年度<br>(R9) | 2028年度<br>(R10) | 2029年度<br>(R11) | 2030年度<br>(R12) | 2031年度<br>(R13) |
|--------------------------------|--------------------------|-----------------------------|----------------|------------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 基本構想                           | 第5期基本構想（2016年度～2027年度）   |                             |                |                        |                |                 |                 | 第6期基本構想         |                 |
| 基本計画                           | 第1次                      |                             |                |                        |                |                 |                 |                 |                 |
|                                | 第2次基本計画（2020年度～2027年度）   |                             |                |                        |                |                 |                 |                 |                 |
|                                |                          |                             |                | 第3次基本計画（2026年度～2029年度） |                |                 |                 |                 |                 |
|                                |                          |                             |                |                        |                |                 |                 |                 |                 |
| 地域福祉計画                         | 第三次地域福祉計画（2023年度～2028年度） |                             |                |                        |                |                 | 第四次             |                 |                 |
| しょうがいしゃ計画                      |                          | 第3次しょうがいしゃ計画（2024年度～2029年度） |                |                        |                |                 |                 | 第4次             |                 |
| しょうがい福祉計画                      | 第6期                      | 第7期                         |                |                        | 第8期            |                 |                 | 第9期             |                 |
| しょうがい児福祉計画                     | 第2期                      | 第3期                         |                |                        | 第4期            |                 |                 | 第5期             |                 |
| 高齢者保健福祉計画                      |                          | 介護保険事業計画と一体                 |                |                        | 介護保険事業計画と一体    |                 |                 | 介護保険事業計画と一体     |                 |
| 介護保険事業計画                       | 第8期                      | 第9期                         |                |                        | 第10期           |                 |                 | 第11期            |                 |
| 健康増進計画                         | 第2次健康増進計画                |                             |                | 第3次健康増進計画              |                |                 |                 |                 |                 |
| 自殺対策計画                         | 第1次自殺対策計画（2022年度～2026年度） |                             |                |                        | 第2次自殺対策計画      |                 |                 |                 |                 |
| 国立市地域福祉活動計画<br>（わたしたちのまごころプラン） | 第3期地域福祉活動計画              |                             |                |                        | 第4期地域福祉活動計画    |                 |                 |                 |                 |



## 4. 「国立市しょうがいしゃ計画」策定の背景と趣旨

障害者基本法では、全ての国民が、しょうがいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、しょうがいの自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することと規定されています。

そして、2015（平成27）年には、障害者基本法第11条第3項に基づき「国立市しょうがいしゃ計画」を策定、2021（令和3）年には、障害福祉サービス等の見込量や確保のための方策を定める「第6期国立市障害福祉計画」・「第2期国立市障害児福祉計画」を策定し、これまでしょうがいしゃ施策の推進に努めてきました。

2011（平成23）年には改正「障害者基本法」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、2012（平成24）年「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、2013（平成25）年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を制定し、我が国は2014（平成26）年1月、障害者の権利および基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者権利条約」に批准しました。

条約批准後、障害者に対する「合理的配慮」の提供を行政だけでなく、民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」（2021（令和3）年）、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（2022（令和4）年）が制定されるなど障害者の権利および基本的自由の享有に関する法整備が順次、進められてきました。

しかしながら、2022（令和4）年8月の国連での障害者権利条約対日審査の総括所見において、施設からの地域移行が進んでいない等の勧告・要請を受け、我が国は国際社会から障害者の権利および基本的自由の享有に向けたさらなる取り組みを求められています。

【図表】障害福祉の動向（主な法改正・制度改正等）

|                 |     |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2015<br>(平成27)年 | 9月  | <p>「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」《施行》</p> <p>しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちの実現に向けて、しょうがいのある人への合理的配慮の提供や差別的取り扱いの禁止を規定するとともに、しょうがいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした条例</p>       |
| 2016<br>(平成28)年 | 4月  | <p>障害者差別解消法《施行》</p> <p>障害を理由とした不当な差別的取り扱いを禁止し、行政等に合理的配慮の提供を求めることにより、障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的とした法律</p>                                                                                                   |
|                 |     | <p>改正障害者雇用促進法《施行》（一部2018（平成30）年4月施行）</p> <p>雇用分野における障害を理由とした差別の禁止、合理的配慮の提供の義務化、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に追加</p>                                                                                                               |
|                 | 5月  | <p>成年後見制度利用促進法《施行》</p> <p>成年後見制度の利用促進について、基本理念を定め、国の責務等を明らかにした法律</p>                                                                                                                                                 |
|                 | 8月  | <p>改正発達障害者支援法《施行》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本理念の新設、国および自治体の責務を一部追加</li> <li>発達障害者の定義の見直し</li> <li>国民、事業者および高等教育機関の責務を一部追加</li> </ul>                                                               |
| 2017<br>(平成29)年 | 10月 | <p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（改正住宅セーフティネット法）《施行》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セーフティネット住宅の登録制度、入居支援</li> </ul>                                                                                        |
| 2018<br>(平成30)年 | 4月  | <p>改正障害者総合支援法および改正児童福祉法《施行》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新サービスの創設「自立生活援助」「就労定着支援」「居宅訪問型児童発達支援」</li> <li>高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用</li> <li>障害児福祉計画の策定義務</li> <li>医療的ケアを要する障害児支援（2016（平成28）年6月施行）</li> </ul> |

|                 |     |                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | 6月  | <p>障害者文化芸術活動推進法《施行》</p> <p>障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるように環境整備や支援を促進することを目的とした法律</p>                                                                                                                                    |
|                 | 10月 | <p>東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例《施行》</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、東京都、都民および事業者の責務を明らかにした条例</p>                                                                                                                  |
|                 | 11月 | <p>改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</p> <p>（改正バリアフリー法）《施行》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共生社会の実現や社会的障壁の除去について明確化</li> </ul>                                                                                 |
| 2019<br>(平成31)年 | 4月  | <p>改正バリアフリー法《施行》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進</li> </ul>                                                                                                                  |
|                 | 6月  | <p>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律</p> <p>（読書バリアフリー法）《施行》</p> <p>障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられる社会の実現を目的とした法律</p>                                                                                               |
| 2020<br>(令和2)年  | 4月  | <p>改正障害者雇用促進法《施行》（一部2019（令和元）年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的機関による障害者活躍推進計画の作成、公表の義務化</li> <li>障害者雇用率算定対象の障害者の確認に関する書類の保存義務</li> <li>短時間であれば就労可能な障害者の雇用機会の確保</li> <li>中小企業における障害者雇用の推進</li> </ul> |
|                 | 6月  | <p>改正バリアフリー法《施行》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等による「心のバリアフリー」の推進</li> </ul>                                                                                                                         |
|                 | 12月 | <p>聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律《施行》</p> <p>国等の責務および基本方針の策定について定め、公共インフラとしての「電話リレーサービス」を制度化し、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図ることを目的とした法律</p>                                                                                         |

|                 |     |                                                                                                                                                                  |
|-----------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2021<br>(令和3) 年 | 9月  | 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律《施行》<br>国や地方自治体が医療的ケア児とその家族に対する支援に責務を負うことを初めて明文化した法律                                                                                     |
| 2022<br>(令和4) 年 | 5月  | 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法《施行》<br>障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした法律                                                                     |
|                 | 8月  | 障害者権利条約の対日審査《実施》<br>国連障害者権利委員会による条約の実施状況の審査が行われ、9月に総括所見が公表された                                                                                                    |
|                 | 9月  | 東京都手話言語条例《施行》<br>手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現を目的とした条例                                                                                          |
|                 | 12月 | 障害者総合支援法など8法一括改正法《制定》<br>(一部を除き2024(令和6)年4月施行)<br>・障害のある人の住まいや働き方の幅を広げることが柱<br>・新サービスの創設「就労選択支援」<br>・精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備：「入院者訪問支援事業」<br>「精神科病院における虐待通報制度」の創設 |
| 2023<br>(令和5) 年 | 3月  | 第5次障害者基本計画《策定》<br>障害者施策に関する国の基本計画。計画期間は、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間                                                                                           |
|                 | 4月  | こども家庭庁《新設》<br>障害児に関する事業所管が、従来の厚生労働省等から移管                                                                                                                         |
|                 | 9月  | 国立市手話言語条例《施行》<br>手話を必要とする市民が、手話言語を使用しやすい環境を構築し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目的とした条例                                                                              |

## 5. 計画におけるSDGsの取組

SDGs（Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられている2030（令和12）年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットです。

発展途上国向けの開発目標である「MDGs（ミレニアム開発目標）」の後継として採択され、発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

国立市においては、国立市総合基本計画の中で、基本構想に掲げた9つの施策ごとにSDGsの17のゴールと関連づけ、施策の展開に取り組んでいます。本計画において、SDGsの17のゴールのうち特に関連が深いものは、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」です。



## 6. 国立市におけるしょうがいのある人に関する統計データ等

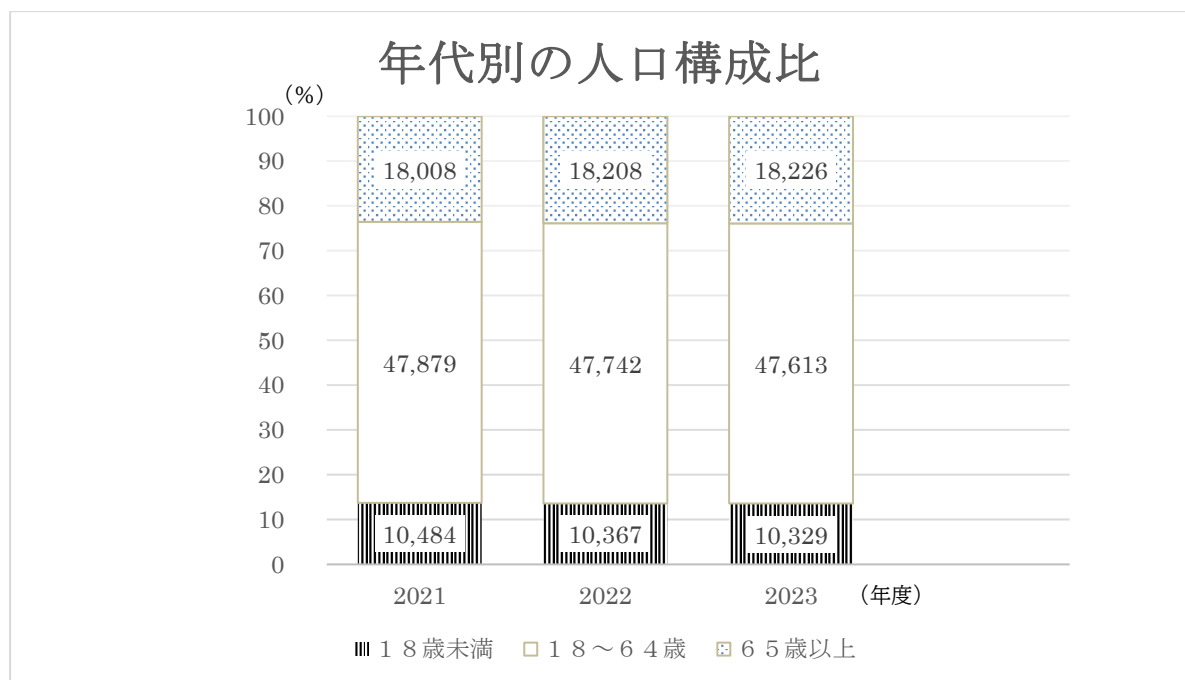
『障害者計画』は、市町村ごとのしょうがいのある人の状況等を踏まえて定めることとされています。国立市におけるしょうがいのある人に関する統計データは次のとおりとなっています。

### (1) 人口の現状と推移（各年1月1日時点）

国立市の総人口は、2021（令和3）年の76,371人から、2023（令和5）年の76,168人と3年間で203人（0.3%）の減少となっております。一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しており、2021（令和3）年に比べ、2023（令和5）年では218人（1.2%）の増加となっています。

単位：人

| 項目     | 2021（令和3）年 | 2022（令和4）年 | 2023（令和5）年 |
|--------|------------|------------|------------|
| 18歳未満  | 10,484     | 10,367     | 10,329     |
| 18～64歳 | 47,879     | 47,742     | 47,613     |
| 65歳以上  | 18,008     | 18,208     | 18,226     |
| 合計     | 76,371     | 76,317     | 76,168     |

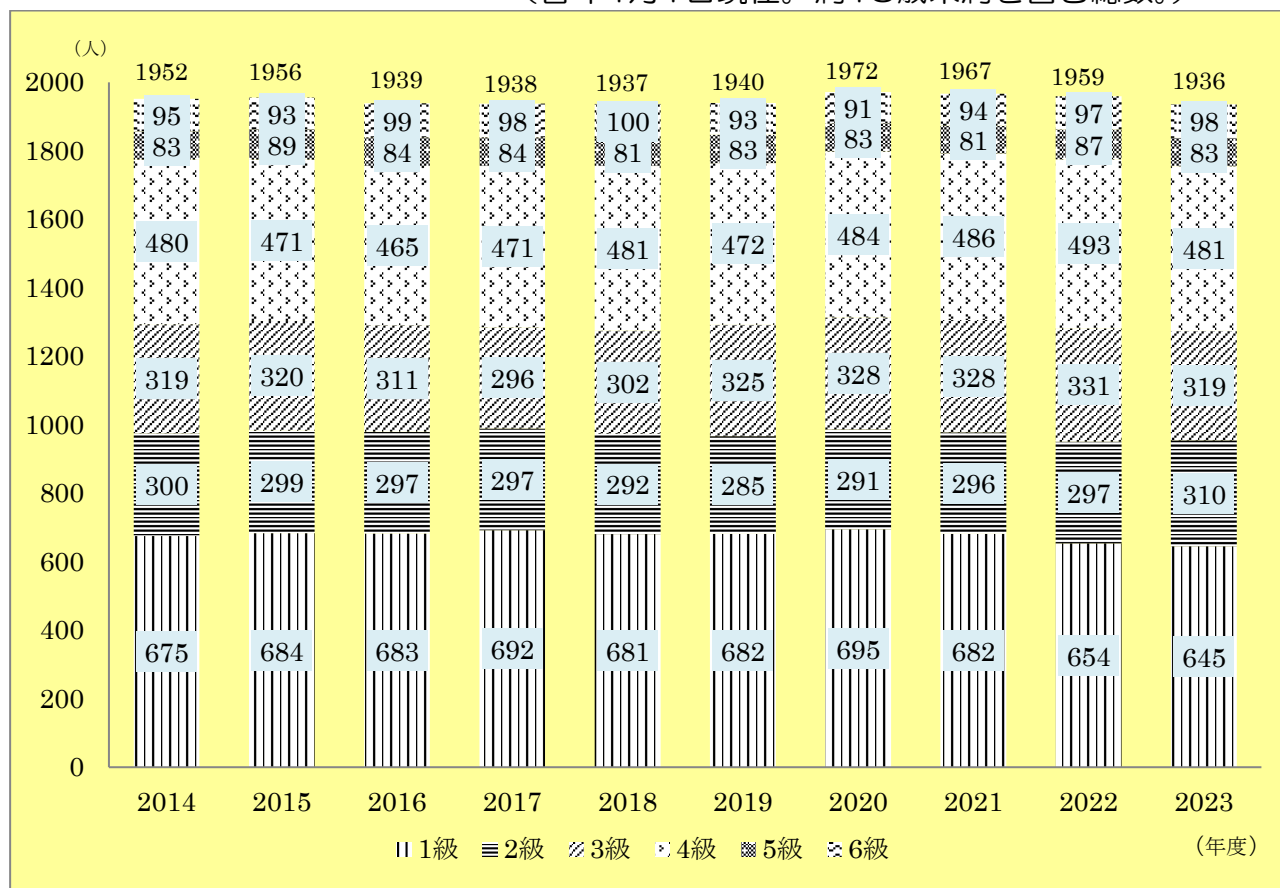


## (2) しょうがいのある人の状況

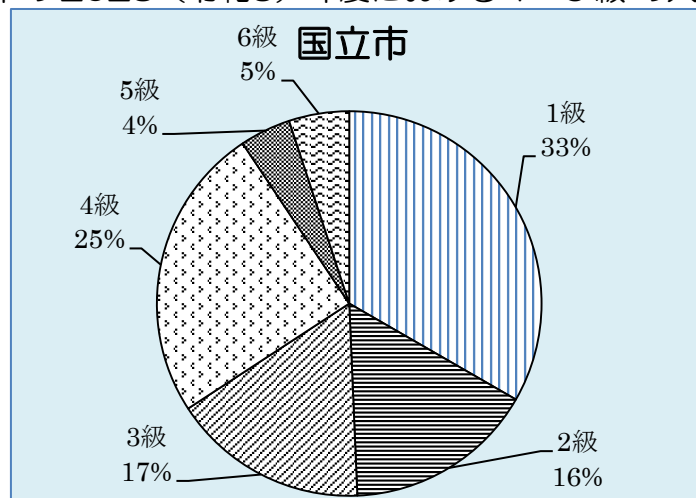
### ① 身体障害者手帳所持者に関する推移等

#### ア 国立市における身体障害者手帳所持者数の推移

(各年4月1日現在。満18歳未満を含む総数。)



#### 《国立市の2023（令和5）年度における1～6級の人の構成比》



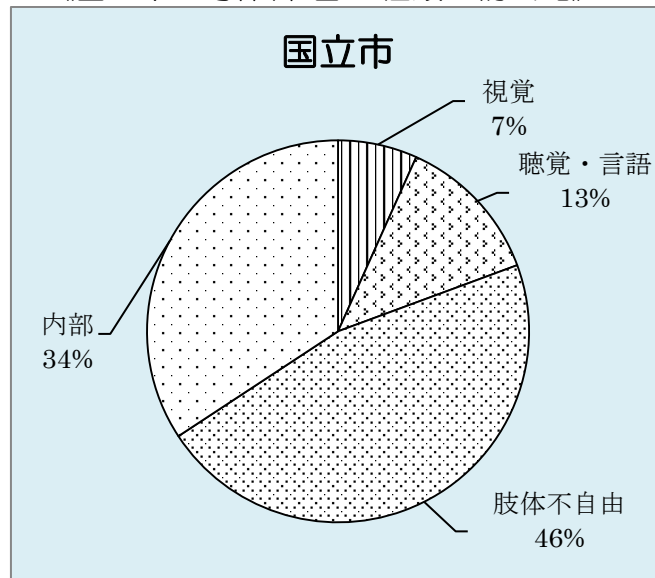


イ くにたちしにおける身体障害の種類<sup>しんたいしょうがい</sup>の状況<sup>じょうきよう</sup>

(2023(令和5)年4月1日現在)<sup>れいわ ねん がつ にちげんざい</sup> 単位:人<sup>たんい にん</sup>

| 障害の種類 <sup>しょうがい しゅるい</sup>       | 65歳未満 <sup>さいみまん</sup> | 65歳以上 <sup>さいいじょう</sup> | 合計 <sup>ごう けい</sup> |
|-----------------------------------|------------------------|-------------------------|---------------------|
| 総数 <sup>そうすう</sup>                | 667                    | 1,269                   | 1,936               |
| 視覚障害 <sup>しかくしょうがい</sup>          | 51                     | 79                      | 130                 |
| 聴覚・言語障害 <sup>ちやうかく げんごしょうがい</sup> | 87                     | 158                     | 245                 |
| 肢体不自由 <sup>したいふじゆう</sup>          | 340                    | 558                     | 898                 |
| 内部障害 <sup>ないふしょうがい</sup>          | 189                    | 474                     | 663                 |

《くにたちし 身体障害の種類<sup>しんたいしょうがい しゅるい</sup>の構成比<sup>こうせいひ</sup>》



《ポイント》

くにたちしでは、だいたい1,900人<sup>にん</sup>の人が、体<sup>からだ</sup>にしょうがいがある。

目の見えにくい人<sup>ひと</sup>が100人<sup>にん</sup>くらい。

耳の聞こえにくい人<sup>ひと</sup>が200人<sup>にん</sup>くらい。

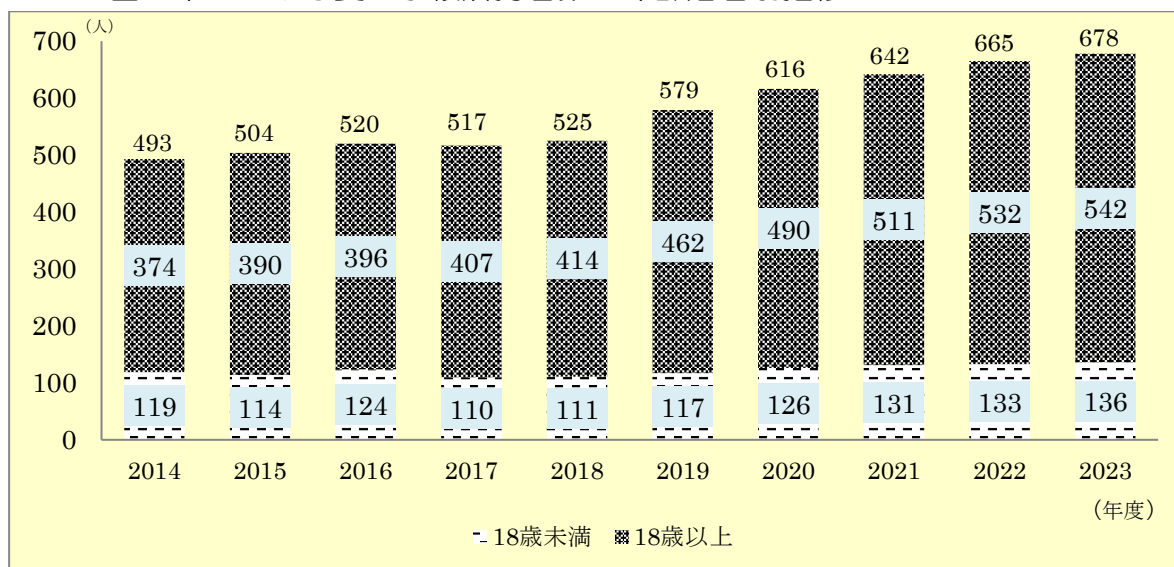
体<sup>からだ</sup>に不自由<sup>ふじゆう</sup>がある人<sup>ひと</sup>が900人<sup>にん</sup>くらい。

体<sup>からだ</sup>の内部<sup>ないふ</sup>にしょうがいのある人<sup>ひと</sup>が700人<sup>にん</sup>くらい。



## ② 愛の手帳所持者に関する推移等

### ア 国立市における愛の手帳所持者数の年齢階層別推移

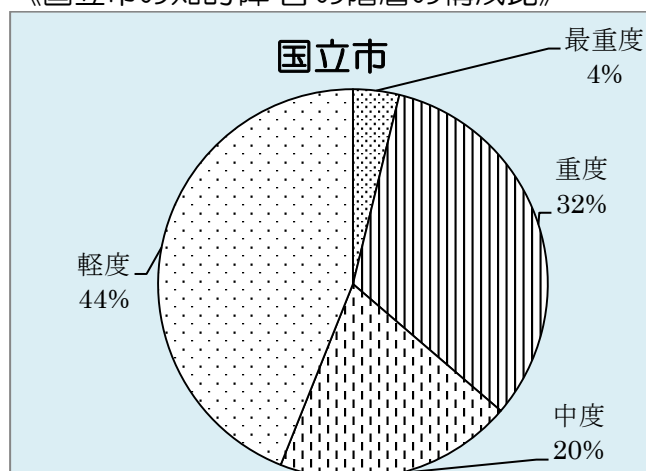


### イ 国立市における愛の手帳所持者の状況

(2023(令和5)年4月1日現在) 単位：人

|                  | 総数  | 最重度<br>(1度) | 重度<br>(2度) | 中度<br>(3度) | 軽度<br>(4度) |
|------------------|-----|-------------|------------|------------|------------|
| 総数               | 678 | 26          | 220        | 134        | 298        |
| 知的障害児<br>(18歳未満) | 136 | 2           | 30         | 24         | 80         |
| 知的障害者<br>(18歳以上) | 542 | 24          | 190        | 110        | 218        |

### 《国立市の知的障害の階層の構成比》



#### 《ポイント》

くにたちしでは、だいたい  
700人の人に、知的のしょう  
がいがある。

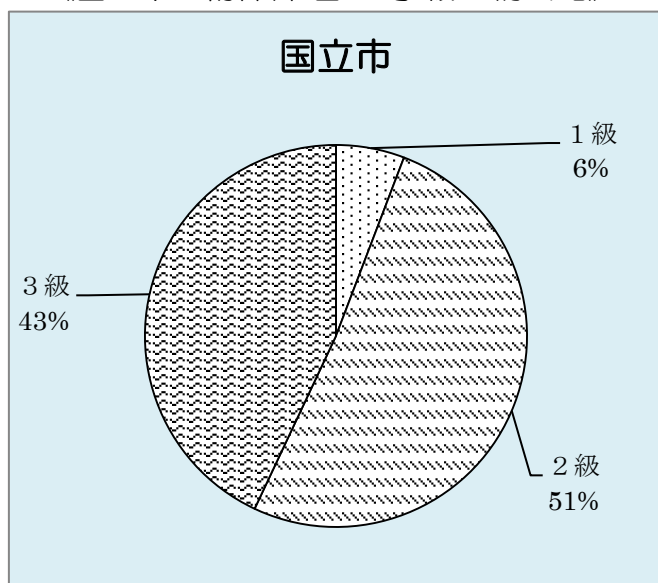
### ③精神障害者保健福祉手帳所持者に関する状況

#### ア 国立市における精神障害者保健福祉手帳の所持者数

(2023 (令和5) 年4月1日現在) 単位：人

| 総数    | 1級 | 2級  | 3級  |
|-------|----|-----|-----|
| 1,035 | 60 | 530 | 445 |

#### 《国立市の精神障害の等級の構成比》

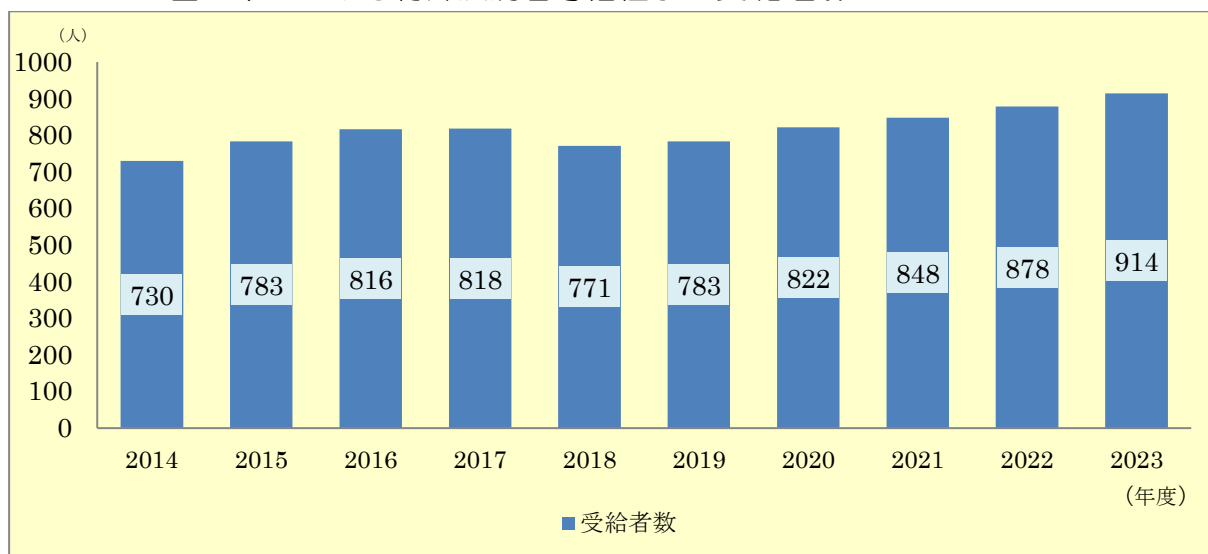


#### 《ポイント》

くにたち市では、だいたい  
1,000人の人に、精神のし  
ょうがいがある。

### (3) 難病患者に関する推移等

#### ア 国立市における特殊疾病者等福祉手当受給者数



#### イ 国立市における難病医療等受付件数



#### 《ポイント》

くにたち市では、900人くらいの人が  
 治りにくい病気にかかっている。

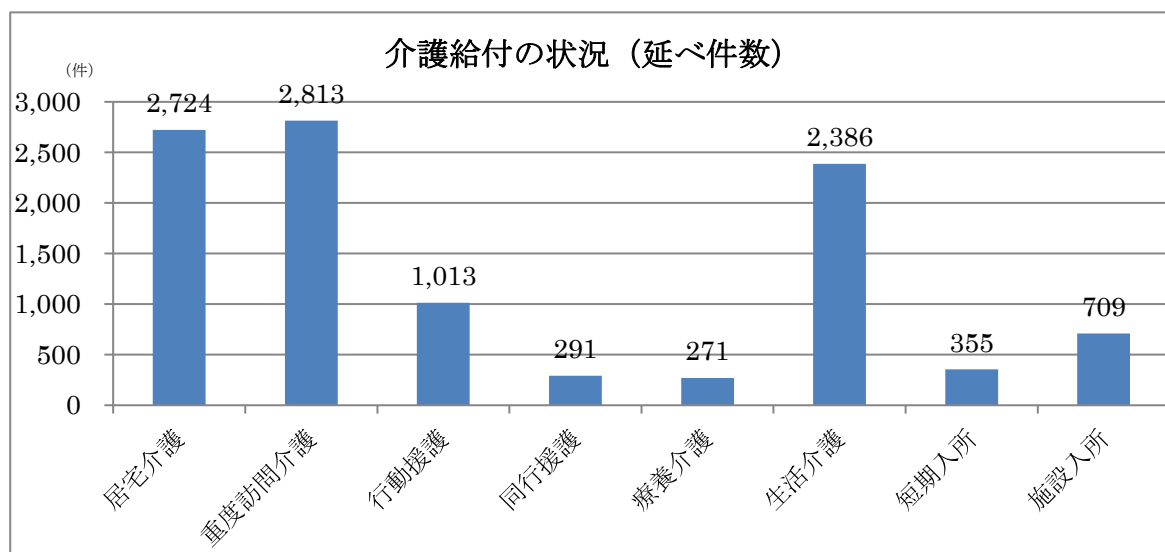
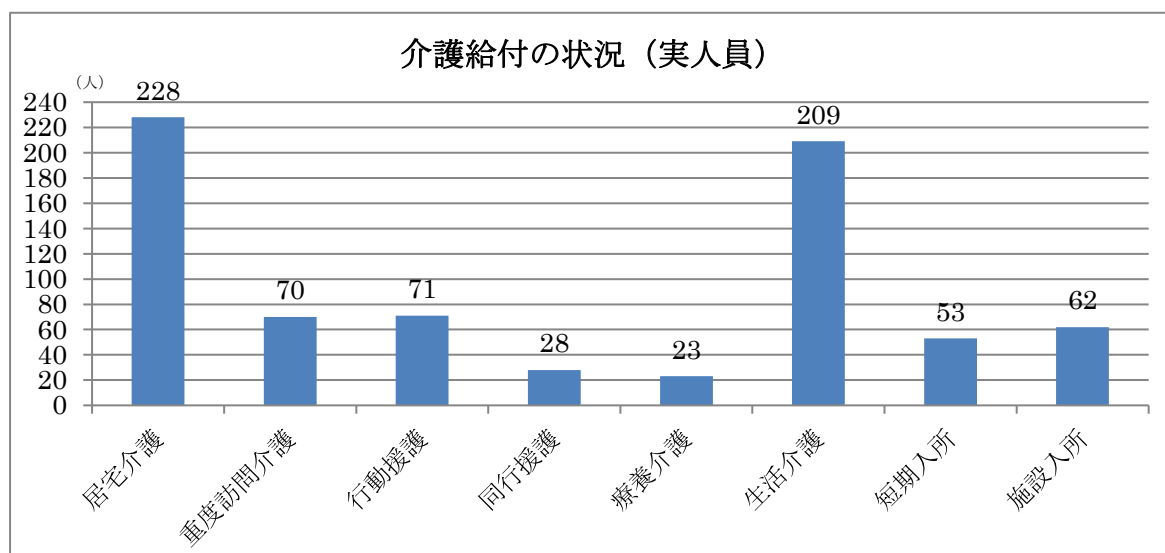
(4) 国立市における障害福祉サービスの利用状況

① 障害福祉サービス別の利用状況（2022（令和4）年度）

ア 介護給付費

(※)「重度障害者等包括支援」は給付なし。

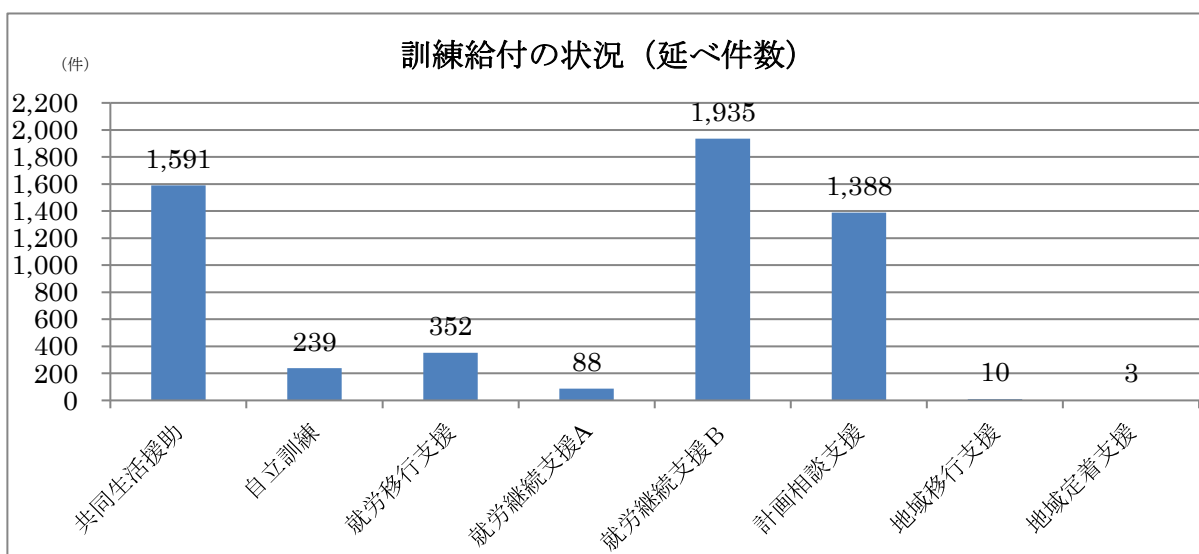
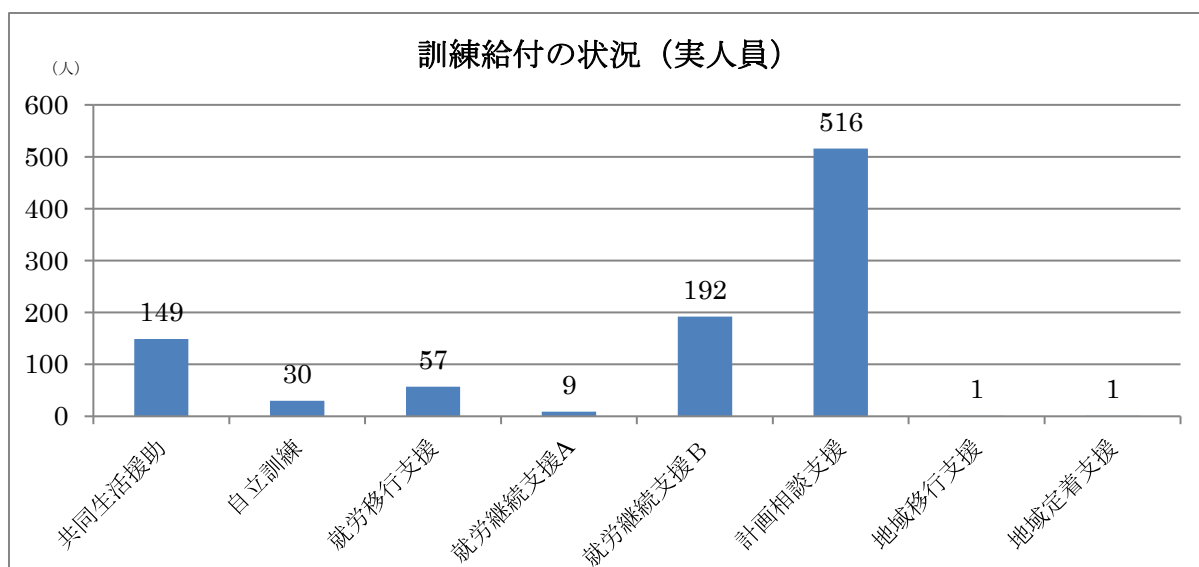
|              | きょたくかいご<br>居宅介護 | じゅうどほうもん<br>重度訪問<br>介護 | こうどうえんご<br>行動援護 | どうこうえんご<br>同行援護 | りょうようかいご<br>療養介護 | せいかつかいご<br>生活介護 | たんきにゅうしょ<br>短期入所 | しせつにゅうしょ<br>施設入所 |
|--------------|-----------------|------------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 実人員<br>(人)   | 228             | 70                     | 71              | 28              | 23               | 209             | 53               | 62               |
| 件数<br>(延べ件数) | 2,724           | 2,813                  | 1,013           | 291             | 271              | 2,386           | 355              | 709              |
| 支給量<br>時間    | 37,025<br>時間    | 308,411<br>時間          | 20,041<br>時間    | 3,829<br>時間     | 8,203<br>時間      | 43,542<br>時間    | 2,062<br>日       | 21,353<br>日      |
| 金額<br>(千円)   | 151,546         | 931,698                | 89,463          | 12,260          | 69,844           | 586,931         | 28,506           | 124,732          |



イ 訓練等給付費

|                  | 共同生活援助      | 自立訓練<br>宿泊・<br>機能・生活 | 就労移行<br>支援 | 就労継続<br>支援A | 就労継続<br>支援B | 計画相談支援 | 地域<br>移行支援 | 地域<br>定着支援 |
|------------------|-------------|----------------------|------------|-------------|-------------|--------|------------|------------|
| 実人員<br>(人)       | 149         | 30                   | 57         | 9           | 192         | 516    | 1          | 1          |
| 件数<br>(延べ<br>件数) | 1,591       | 239                  | 352        | 88          | 1,935       | 1,388  | 10         | 3          |
| 支給量              | 43,466<br>日 | 2,819日               | 5,511日     | 1,492日      | 27,919日     | 1,410件 | 10件        | 4件         |
| 金額<br>(千円<br>)   | 431,847     | 28,776               | 61,329     | 12,506      | 209,531     | 23,947 | 256        | 11         |

※「就労移行支援（養成施設）」は給付なし。



② 国立市内の障害福祉サービス等事業所数（2024（令和6）年7月時点）

| 事業種別  |                     |               | 事業所数 | 基準該当事業所数（※） |
|-------|---------------------|---------------|------|-------------|
| 訪問系   | 居宅介護                |               | 31   | 6           |
|       | 重度訪問介護              |               | 31   | 7           |
|       | 行動援護                |               | 10   | 2           |
|       | 同行援護                |               | 8    |             |
| 日中活動系 | 生活介護                | 生活介護          | 4    |             |
|       |                     | 多機能型事業所（生活介護） | 3    |             |
|       |                     | 障害者支援施設（生活介護） | 3    |             |
|       | 多機能型事業所・自立訓練（生活訓練）  |               | 3    |             |
|       | 就労支援                | 就労移行支援        | 2    |             |
|       | 多機能型事業所（就労移行支援・一般型） |               | 2    |             |
|       | 就労継続支援A型            |               | 2    |             |
|       | 就労継続支援B型            |               | 4    |             |
|       | 多機能型事業所（就労継続支援B型）   |               | 4    |             |
|       | 短期入所                |               | 7    |             |
| 居住系   | 共同生活援助              |               | 28   |             |
|       | 施設入所支援              |               | 2    |             |
| 計画相談  | 一般相談支援              |               | 3    |             |
|       | 特定相談支援              |               | 12   |             |
| 障害児支援 | 障害児相談支援             |               | 7    |             |
|       | 福祉型障害児入所施設          |               | 1    |             |
|       | 児童発達支援              |               | 8    |             |
|       | 放課後等デイサービス          |               | 15   |             |
|       | 保育所等訪問支援            |               | 1    |             |

※複数の事業を実施している場合あり。

※基準該当事業所：市に登録することにより、東京都から障害福祉サービス事業所として指定を受けなくても障害福祉サービスの提供ができる事業所のこと。

## 7. 「<sup>くにたちし</sup>国立市<sup>けいかく</sup>しょうがいしゃ<sup>とうさくてい</sup>計画<sup>か</sup>」<sup>か</sup>等<sup>じったいちようさ</sup>策定<sup>がいよう</sup>に係る<sup>がいよう</sup>実態調査の概要

しょうがいしゃ<sup>けいかくさくてい</sup>計画策定の基礎資料とするため、障害者手帳所持者等<sup>しょうがいしゃてちようしよじしゃなど</sup>を対象とし<sup>たいしよう</sup>て、実態調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

### (1) <sup>ちようさたいしようしゃ</sup>調査対象者

1,500人（<sup>にん</sup>障害者手帳を所持する方等、<sup>しよじ</sup>約3,500人<sup>かたなど</sup>から<sup>やく</sup>無作為<sup>にん</sup>抽出<sup>むさくいちゆうしゆつ</sup>）

### (2) <sup>ちようさほうほう</sup>調査方法

<sup>たいしようしゃ</sup>対象者の<sup>げんじゆうしよち</sup>現住所<sup>ちようさひよう</sup>地に調査票<sup>ゆうそう</sup>を郵送<sup>かいとう</sup>、回答<sup>きにゆう</sup>を記入<sup>ちようさひよう</sup>した調査票<sup>へんそう</sup>の返送<sup>いらい</sup>を依頼

### (3) <sup>ちようさきかん</sup>調査期間

2023（<sup>れいわ</sup>令和5）<sup>ねん</sup>年9月21日<sup>がち</sup>から2023（<sup>れいわ</sup>令和5）<sup>ねん</sup>年10月31日<sup>がち</sup>

### (4) <sup>かいとうじようきよう</sup>回答状況

<sup>かいしゅうすう</sup>回収数 <sup>けん</sup>774件（<sup>ゆうこうかいしゅうりつ</sup>有効回収率 <sup>51.6%</sup>）

### (5) <sup>かいとう</sup>回答<sup>がいよう</sup>の概要

■<sup>にん</sup>774人のうち、<sup>ほんにん</sup>本人からの<sup>かいとう</sup>回答が62.3%であった。

■<sup>ねんれい</sup>年齢は、「<sup>さいだいいじょう</sup>80歳代以上」が23.5%で<sup>もっと</sup>最も多く、<sup>おお</sup>次いで「<sup>さいだい</sup>70歳代」（20.8%）、  
「<sup>さいだい</sup>60歳代」（12.8%）、「<sup>さいい</sup>19歳以下」（12.5%）であった。

■<sup>せいべつ</sup>性別は、「<sup>だんせい</sup>男性」が51.3%、「<sup>じょせい</sup>女性」が46.3%であった。

■<sup>しよくぎよう</sup>職業は、「<sup>むしよく</sup>無職」が53.9%で<sup>もっと</sup>最も多く、<sup>おお</sup>次いで「<sup>かいしやいん</sup>会社員」（11.9%）、「<sup>た</sup>その他」（10.9%）であった。

■<sup>きょじゆうねんすう</sup>居住年数は、「<sup>ねんいじょう</sup>30年以上」が46.1%で<sup>もっと</sup>最も多く、<sup>おお</sup>次いで「<sup>ねんいじょう</sup>10年以上～  
<sup>ねんみまん</sup>20年未満」（15.8%）、「<sup>ねんいじょう</sup>20年以上～<sup>ねんみまん</sup>30年未満」（15.4%）であった。

■<sup>じゅうきよけいたい</sup>住居形態は、「<sup>も</sup>持ち家（<sup>こ</sup>戸建て）」が43.5%で<sup>もっと</sup>最も多く、<sup>おお</sup>次いで「<sup>も</sup>持ち家  
（<sup>ぶんじょう</sup>分譲マンションなど<sup>しゅうごうじゅうたく</sup>集合住宅）」（15.5%）、「<sup>みんかん</sup>民間の<sup>ちんたいじゅうたく</sup>賃貸住宅」（15.2%）  
であった。

■<sup>どうきよかそく</sup>同居家族については、「いる」が74.4%で、「いない」が22.0%であった。

- 回答者のしょうがいの状況は、「身体障害者手帳」が61.5%で最も多く、次いで「愛の手帳」(15.5%)、「難病がある」(12.8%)であった。
- しょうがい福祉のサービスの利用状況は、「利用していない」が49.6%、「利用している」が42.9%であった。
- 利用しているしょうがい福祉のサービスは、「福祉タクシー券事業」が24.9%で最も多く、次いで「放課後等デイサービス」(14.9%)、「計画相談支援」(12.7%)であった。
- 今後利用したいしょうがい福祉サービスは、「福祉タクシー券事業」が27.2%で最も多く、次いで「相談支援事業」(18.0%)、「生活介護」(17.6%)であった。
- 暮らしている地域には、医療機関が充実しているかについては、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は60.9%となっている。
- 暮らしている地域では、日常の買い物に不便があるかについては、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は22.6%となっている。
- 暮らしている地域では、飲食を楽しめる場所が充実しているかについては、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は37.7%となっている。
- 暮らしている地域では、公共交通機関で好きな時に好きなところへ移動できるかについて、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は57.6%となっている。
- 暮らしている地域には、楽しい時間を過ごせる娯楽施設があるかについて、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は16.9%となっている。



■身近な周りの人も楽しい気持ちでいると思うかについては、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は33.0%となっている。

■住んでいるところには、心地よい場所があるかについては、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は46.6%となっている。

■暮らしている地域は、防犯対策が整っており治安がよいと思うかについては、「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせた『あてはまる』は45.3%となっている。

■現在の幸福度については、「とても幸せを」10点とした場合に、5点（20.3%）が最も高く、8点が19.6%、7点が12.5%の順となっている。

■幸福度を考える際に重視したことについては、「健康状況」（65.8%）が最も高く、次いで、「家計の状況」（所得・消費）（49.4%）、「家族関係」（46.8%）であった。

■生活している地域の暮らしの満足度は、「とても満足」を10点とした場合、5点（22.4%）が最も高く、8点（19.0%）、7点（17.7%）と続いている。

■今後どのように暮らしたいかについては、「家族・親族と一緒に暮らしたい」（52.3%）が最も高く、「わからない」が18.6%、「ひとりで暮らしたい」が14.7%で続いている。

■災害時の対策については、「食料や水などの防災用品を用意している」（45.1%）が最も高く、「避難場所を確認している」（44.2%）、「家具に転倒防止の対策をしている」（26.9%）と続いている。

■現在の就労状況については、「働いていない」（57.6%）が最も高く、「正規の職員・従業員として働いている」が12.4%、「以前働いていたが、現在は働いていない」11.1%と続いている。

■最近1か月の間に働いた日数については、「16～20日」が42.3%で最も多く、「21日以上」(25.9%)、「11～16日」(10.0%)と続いている。

■最近1か月の間に働いた1日当たりの就業時間については、「7時間以上、8時間未満」と「8時間以上」を合わせた『7時間以上』が50.9%で最も多く、次いで「6時間以上、7時間未満」(14.5%)、「5時間以上、6時間未満」(10.5%)の順となっている。

■働くために必要なことについては、「心身の健康状態の維持、向上」(82.3%)が最も高く、「自分自身の意欲」が54.1%、「体調を考慮した勤務時間、休憩、休暇などへの配慮」が43.2%で続いている。

■現在働いていない方が、今後働きたいと思っているかについては、「いいえ」が63.3%、「はい」が25.2%であった。

■現在働いていない理由については、「高齢のため」(42.7%)が最も高く、「しょうがいや病気などのため」が39.8%、「体力的に不安があるため」が21.4%で続いている。

■現在通園・通学をしているかについては、「していない」が74%、「している」が14.5%であった。

■通園・通学をするうえで困っていることについては、「特にない」(62.5%)が最も高く、「通園・就学先が遠い」(20.5%)、「通園・通学の付き添いの確保が難しい」(11.6%)と続いている。

■国立市でフルインクルーシブ教育を進めるために必要なことについては、「バリアフリー等の環境整備」(32.7%)が最も高く、「補助員等支援スタッフの増員」(27.3%)、「地域の理解」(25.8%)と続いている。

■この1年間に参加した余暇活動や社会参加については、「活動していない」(37.6%)が最も高く、「コンサート、映画、スポーツなどの鑑賞」が33.5%、「スポーツやレジャーなどへの参加」が20.8%と続いている。

- 余暇活動や社会参加をするうえで、特に妨げになっていることについては、  
「特にない」（34.9%）が最も高く、「電車やバスなどを使っ<sup>つか</sup>ての移動<sup>いどう</sup>が  
しづらい」が16.1%、「経済的に余裕がない」が14.1%と続いている。
- 地域で安心して暮らしていくために重要な事<sup>じゅうよう こと</sup>については、「しょうがいや  
病気に対する理解<sup>りかい</sup>の促進<sup>そくしん</sup>」（34.9%）が最も高く、「経済的支援<sup>けいざいてきしえん</sup>の充<sup>じゅうじつ</sup>実<sup>じつ</sup>」  
が28.4%、「医療<sup>いりよう</sup>やリハビリテーションの充<sup>じゅうじつ</sup>実<sup>じつ</sup>」が25.3%と続いている。
- 暮らしている地域には、困ったときに相談<sup>そうだん</sup>できる人<sup>ひと</sup>が身近<sup>みぢか</sup>にいるかについて  
は、「非常<sup>ひじょう</sup>にあてはまる」と「ある程度<sup>ていど</sup>あてはまる」を合わせた『あてはま  
る』が41.3%であった。
- 暮らしている地域には、どんな人<sup>ひと</sup>の意見<sup>いけん</sup>でも受け入れる雰囲気<sup>ふんいき</sup>があるかにつ  
いては、「全<sup>まった</sup>くあてはまらない」と「あまりあてはまらない」を合わせた  
『あてはまらない』が24.8%、「非常<sup>ひじょう</sup>にあてはまる」と「ある程度<sup>ていど</sup>あては  
まる」を合わせた『あてはまる』が20.5%であった。
- 福祉関連<sup>ふくしかんれん</sup>の情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>の入<sup>にゅう</sup>手<sup>しゅ</sup>方法<sup>ほうほう</sup>については、「東京都<sup>とうきょうと</sup>や国<sup>くに</sup>立<sup>たち</sup>市<sup>し</sup>の広<sup>こう</sup>報<sup>ほう</sup>紙<sup>し</sup>」  
（64.9%）が最も高く、「インターネット・SNS」（26.5%）、「テレ  
ビ・ラジオ・新聞<sup>しんぶん</sup>」（21.3%）と続いている。
- 国<sup>くに</sup>立<sup>たち</sup>市<sup>し</sup>から生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>に必要な情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>を集<sup>あつ</sup>めようとするときに困<sup>こま</sup>ることについては、  
「特<sup>とく</sup>に困<sup>こま</sup>ることはない」（58.4%）が最も高く、「パソコンや携<sup>けいたい</sup>帯<sup>たい</sup>電話<sup>でんわ</sup>な  
どの情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>収<sup>しゅう</sup>集<sup>しゅう</sup>機<sup>き</sup>器<sup>き</sup>を使<sup>つか</sup>うことができない」（17.4%）、「広<sup>こう</sup>報<sup>ほう</sup>などの内<sup>ない</sup>容<sup>よう</sup>  
を理<sup>り</sup>解<sup>かい</sup>できない」（10.5%）と続いている。
- 国<sup>くに</sup>立<sup>たち</sup>市<sup>し</sup>以外<sup>いがい</sup>から生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>に必要な情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>を集<sup>あつ</sup>めようとするときに困<sup>こま</sup>ることにつ  
いては、「特<sup>とく</sup>に困<sup>こま</sup>ることはない」（58.9%）が最も高く、「パソコンや携<sup>けいたい</sup>帯<sup>たい</sup>電話<sup>でんわ</sup>な  
どの情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>収<sup>しゅう</sup>集<sup>しゅう</sup>機<sup>き</sup>器<sup>き</sup>を使<sup>つか</sup>うことができない」（18.5%）、「支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>者<sup>しゃ</sup>  
が近<sup>ちか</sup>くにいない」（9.3%）と続いている。
- 過<sup>か</sup>去<sup>こ</sup>1年<sup>ねん</sup>間<sup>かん</sup>にしょうがいや病<sup>びょう</sup>気<sup>き</sup>を理<sup>り</sup>由<sup>ゆう</sup>に不<sup>ふ</sup>当<sup>とう</sup>な差<sup>さ</sup>別<sup>べつ</sup>を受<sup>う</sup>けたと感<sup>かん</sup>じたことは  
あるかについては、「ない」が82.4%であった。

■どのような時に差別を受けたと感じるかについては、「公共施設や交通機関  
を利用する時」(35.8%)が最も高く、「情報を得たいとき、コミュニケーション  
をとりたいとき」(26.3%)、「働きたいとき、働いているとき」  
(22.1%)と続いている。

■差別を受けた時に相談をしたことがあるかについては、「ない」が65.8%で  
あった。

■差別を受けたときにどこに相談したかについては、「家族」(61.6%)で最  
も高く、「友人」(27.4%)、「その他」(26.0%)、国立市の相談窓口(19.2%)  
と続いている。

## 8. 施策の体系

### 基本理念

しょうがいのある人が地域であたりまえに暮らすためにみんなで協力するまち国立の実現

#### [基本方針1]

差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 差別、偏見をなくす
- (2) 権利擁護の推進と虐待の防止

#### [基本方針2]

住み慣れた地域生活継続のための支援、地域生活への移行

- (1) 自分らしい暮らしを送るための相談支援体制の充実
- (2) しょうがいのある人の意思の尊重及びそのための支援
- (3) 地域生活への移行支援
- (4) しょうがいのある人を支える人材の確保
- (5) 当事者及び関係者への支援及び連携の強化

#### [基本方針3]

すべての子どもが共に成長できる支援の充実

- (1) 教育大綱に掲げるフルインクルーシブ教育のための支援の充実
- (2) しょうがいのある子どもの健やかな育成のための福祉サービスの充実

#### [基本方針4]

情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) しょうがい特性に配慮した情報提供体制の充実
- (2) 意思疎通支援の充実

きほんほうしん  
[基本方針5]

こよう しゅうぎょう けいざいてきじりつ しえん  
雇用・就業・経済的自立の支援

- (1) しょうがい特性に<sup>とくせい</sup>応じた<sup>おう</sup>就労支援・雇用促進<sup>しゅうろうしえん こようそくしん</sup>
- (2) しょうがいのある人の<sup>ひと</sup>福祉的<sup>ふくしてき</sup>就労支援<sup>しゅうろうしえん</sup>
- (3) 新たな<sup>あら</sup>働く<sup>はたら</sup>場である、<sup>ば</sup>「ソーシャルファーム」<sup>そうせつしえん</sup>創設支援
- (4) しょうがいのある人の<sup>ひと</sup>経済的<sup>けいざいてき</sup>な自立<sup>じりつ</sup>を支援<sup>しえん</sup>

きほんほうしん  
[基本方針6]

ほけん すいしん いりょう れんけいきょうか  
保健の推進・医療との連携強化

きほんほうしん  
[基本方針7]

あんぜん あんしん せいかつかんきょう せいび  
安全・安心な生活環境の整備

- (1) バリアフリーのまちづくりの<sup>すいしん</sup>推進
- (2) しょうがい特性に<sup>とくせい</sup>配慮<sup>はいりょ</sup>した<sup>ぼうさいたいさく</sup>防災対策<sup>すいしん</sup>の推進
- (3) <sup>ぼうはんたいさく</sup>防犯対策<sup>すいしん</sup>の推進

きほんほうしん  
[基本方針8]

ぶんかげいじゅつかつどう どう しんこう  
文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) <sup>ぶん</sup>文化活動<sup>かかつどう</sup>等<sup>な</sup>の支援<sup>しえん</sup>
- (2) しょうがいしゃスポーツ<sup>およ</sup>及びイベント<sup>どう</sup>等<sup>しんこう</sup>の振興

きほんほうしん  
[基本方針9]

しやくしょ はいりょ じゅうじつ  
市役所における<sup>はいりょ</sup>配慮<sup>じゅうじつ</sup>の充実



## 基本方針 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

### (1) 差別、偏見をなくす

#### 【課題】

実態調査によると、「あなたは、過去1年間にしょうがいや病気を理由に不当な差別を受けたと感じたことはありますか」という設問に対し、あると答えた人は、全体774人のうちの95人おり、12.3%を占めています。

障害者差別解消法は、全ての国民が、しょうがいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う社会の実現に向け、しょうがいを理由とする差別の解消を推進することを目的に制定され、その中で、しょうがいのある人の社会的障壁を除去するために、「合理的配慮」の必要性が示されました。

国立市においても、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」（以下、「あたりまえ条例」という。）の中で、市、市民及び事業者は、社会的障壁の除去の実施について必要な合理的配慮をするよう努めるものとしています。

法律や条例の施行、これまでの取り組みにより合理的配慮の考え方については徐々に地域社会に浸透しつつあると思われますが、一方で、市役所においても、しょうがいのある人への配慮に欠けた不適切な窓口対応をされた等、当事者からは地域生活の様々な場面において、差別や偏見を感じることもあるとの意見も出されています。「差別や偏見は存在する」という強い認識に基づいた施策の展開が求められます。

また、差別や偏見とは別に、雇用、住居の確保などに不平等（格差）が存在するとの意見もあります。

#### 【方向性】

合理的配慮は、個別の事案ごとに、しょうがい特性、具体的場面や状況に応じて

異なり、多様かつ個別性の高いものであり、適切な対応のためには、市民一人ひとりが障害者差別解消法の趣旨について理解を深めることが不可欠です。また、合理的配慮を的確に行うには、ハード面のみならずソフト面を含めた環境の整備を併せて進めることも重要です。そのために、しょうがいの種別による特性や、関わり方を知ること、それぞれが地域生活においてどのような困難を抱えているかについて、子どもから大人まで周知・啓発を進めます。また、同じ市民であるという立場での様々なイベント等の交流の機会を通して「こころのバリアフリー<sup>1</sup>」を進めていきます。

しょうがいのある人への差別の解消を進めるためにはしょうがいのある人自身が必要な時に意思表示や相談ができることが重要であるため、漫画やイラストを用いたリーフレットを作成するなど、しょうがいのある人自身が理解を深められる取り組みを実施します。

障害者差別解消法において市役所として「職員対応要領」の策定が求められていますが、国立市においては未策定であるため、早急に取り組む必要があります。また、職員に対しては、当事者から直接話を聞く研修を行うことで、しょうがいのある人の人権・権利擁護等の意識向上を図っていきます。併せて、引き続き市が行う事務・事業において合理的配慮が適切に提供されるよう努めます。

しょうがいを理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うために、障害者差別解消法に規定されている「障害者差別解消支援地域協議会」についても設置に向けての取り組みをいたします。

2024（令和6）年4月から施行された、「改正障害者差別解消法」により、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられたことから、民間事業者が適切に対応できるよう、事業者向けに具体的な例を示すなど工夫をし講演やイベント等による

---

<sup>1</sup> こころのバリアフリー：「障害」は個人の心身機能のしょうがいと社会的障壁（社会生活や日常生活を困難にさせる“バリア”）の相互作用によって創り出されているものであり、その社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方をすべての人が理解し、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくこと。



周知、啓発に努めます。また、引き続き広く市民に対しても障害者差別解消法等の意義や趣旨等について、理解を深めてもらうため、様々な媒体や機会を活用した取り組みを実施します。

しょうがいのある人の選挙等参政の機会での支援として、選挙実施の際には、引き続きしょうがい特性に配慮した選挙に関する情報提供の充実に努めます。また、投票所においては、しょうがいのある人の意思決定支援を十分に行い、合理的配慮をきめ細かく実施し投票環境の向上に努めます。選挙に関する合理的配慮については、法改正や近隣自治体の状況等を踏まえどのような対応ができるかを調査研究し取り組みます。

#### 【指標】

○過去1年間にしょうがいや病気を理由に不当な差別を受けたと感じたことがある人の割合（実態調査の結果数値）

|    | 実績                | 目標                 |
|----|-------------------|--------------------|
|    | 2023年度<br>(令和5年度) | 2028年度<br>(令和10年度) |
| 割合 | 12.3%             | 7.0%               |

○障害者差別解消支援地域協議会の設置

|      | 実績                | 目標                |
|------|-------------------|-------------------|
|      | 2022年度<br>(令和4年度) | 2026年度<br>(令和8年度) |
| 設置状況 | 未設置               | 設置                |

○職員対応要領の制定

|      | 実績                | 目標                |
|------|-------------------|-------------------|
|      | 2022年度<br>(令和4年度) | 2026年度<br>(令和8年度) |
| 制定状況 | 未制定               | 制定                |

○合理的配慮についての市職員研修の受講者数

|              | 実績                              | 目標                              |
|--------------|---------------------------------|---------------------------------|
|              | 2017年度～2022年度<br>(平成29年度～令和4年度) | 2024年度～2029年度<br>(令和6年度～令和11年度) |
| 期間中の<br>延べ人数 | 18人                             | 300人                            |

○合理的配慮についての民間事業所向け周知のチラシ配布枚数

|                      | 実績                              | 目標                              |
|----------------------|---------------------------------|---------------------------------|
|                      | 2017年度～2022年度<br>(平成29年度～令和4年度) | 2024年度～2029年度<br>(令和6年度～令和11年度) |
| 期間中の<br>配布枚数<br>(累計) | 0枚                              | 2,000枚                          |

【関連施策】

障害者週間イベント開催[しょうがいしゃ支援課]、あたりまえ条例わかりやすい  
 版づくり [しょうがいしゃ支援課]、ヘルプマーク及びヘルプカード活用の推進[し  
 ょうがいしゃ支援課]、しょうがいのある人の選挙等参政の機会での支援[しょうがいし  
 ゃ支援課、選挙管理委員会]、ボランティアセンターによる福祉教育事業[しょうが  
 いしゃ支援課、国立市社会福祉協議会]等

## (2) 権利擁護の推進と虐待の防止

### 【課題】

しょうがいのある人の権利擁護を進めるために、自ら意思を決定することに支援が必要なしょうがいのある人が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう国立市社会福祉協議会が運営する権利擁護センターと連携し、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の利用につなげていますが、制度の周知が十分でないことが指摘されています。

一方、しょうがいのある人の虐待を防止するためには、日頃より虐待に対する正しい知識や虐待を未然に防ぐための工夫等について、積極的に周知・啓発が必要ですが、その取り組みについては必ずしも十分とは言えない状況です。

### 【方向性】

自ら意思を決定することに支援が必要なしょうがいのある人が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービスを提供する事業者に対し、研修等を通じて意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインについての普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

「あたりまえ条例」、しょうがいのある人の虐待防止や権利擁護に関する周知については、福祉の領域に限らず、多数の市民等が立ち寄り目に触れる場所において、相談窓口を分かりやすく記載したリーフレット等の配布や掲示を行うよう取り組みます。また、市のホームページはもとより、SNS等も活用した周知方法も検討します。

【指標】

○成年後見制度利用のための相談件数

|                  | 実績                | 目標                 |
|------------------|-------------------|--------------------|
|                  | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 年間 相談 件数<br>(延べ) | 162件              | 300件               |

○しょうがいのある人の権利侵害に関する相談（※虐待が疑われる相談を含む）

|                  | 実績                | 目標                 |
|------------------|-------------------|--------------------|
|                  | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 年間 相談 件数<br>(延べ) | 7件                | 15件                |

【関連施策】

しょうがいしゃ虐待防止センター事業[しょうがいしゃ支援課]、成年後見制度推進事業[国立市社会福祉協議会]、しょうがいのある人の意思決定支援[しょうがいしゃ支援課、福祉総務課]等

## (1) 自分らしい暮らしを送るための相談支援体制の充実

### 【課題】

実態調査によると、「地域で安心して暮らしていくためには、どのようなことが重要ですか」という設問に対し、相談支援の充実が必要であると答えた人は、全体774人のうち166人であり、全体の中の21.4%を占めています。

しょうがいのある人が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく安心して暮らしていくためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業者等は、しょうがいのある人及びその家族等支援者が抱える様々な課題を把握し、家族等関係者への支援を含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、その際には地域の関係機関等が互いに分野を超えて連携し、相談支援のネットワークの構築に努めることが必要です。

その前提として、市は、利用者が直面する様々な問題について、相談に応じることができ体制の整備に加え、相談支援を行う人材の育成支援や、個別困難事例等における専門的な指導や助言を行う必要があります。

現在の市内の相談支援事業所の数は限られており、さらなる受け入れ体制の充実が求められています。

市民等からは、「相談できる場所をもっとわかりやすくしてほしい」「委託相談事業所・市役所両方の機能を充実させる必要がある」「ワンストップで当事者の視点に立った相談を受けてくれる体制を作してほしい」等の意見が寄せられています。

### 【方向性】

これらの取組を効果的に進めるため、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携に対する支援等、相談支援事業所等の後方支援を図りつつ、相談支援業務を総合的に行う中核機関として、基幹相談支援センターを設置し、市内における相談支援体制の充実及びその強化を図ります。なお、設置にあたっては、相談支援事業所

連絡会や自立支援協議会などを設置に向けて協議を行う場として活用します。

また、地域の相談支援従事者や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に育成するとともに、その機能を地域の相談支援体制の強化のため有効に活用します。

# 【指標】

## ○基幹相談支援センターの設置

|      | 実績                | 目標                |
|------|-------------------|-------------------|
|      | 2022年度<br>(令和4年度) | 2026年度<br>(令和8年度) |
| 設置状況 | 未設置               | 設置                |

## ○主任相談支援専門員数

|                 | 実績                | 目標                 |
|-----------------|-------------------|--------------------|
|                 | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 相談員数<br>(年度末時点) | 1名                | 3名                 |

○相談支援事業所の利用者の割合（総支給決定者のうち、計画相談支援を支給決定している者の占める割合）

| 18歳以上 | 実績                | 目標                 |
|-------|-------------------|--------------------|
|       | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 割合    | 66%               | 75%                |

| 18歳未満 | 実績                | 目標                 |
|-------|-------------------|--------------------|
|       | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 割合    | 22%               | 30%                |

○市内指定相談支援事業所数

| 指定特定相談支援事業所<br>(18歳以上) | 実績                | 目標                 |
|------------------------|-------------------|--------------------|
|                        | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 事業所数<br>(年度末時点)        | 11事業所             | 15事業所              |

| 指定障害児相談支援事業所<br>(18歳未満) | 実績                | 目標                 |
|-------------------------|-------------------|--------------------|
|                         | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 事業所数<br>(年度末時点)         | 6事業所              | 10事業所              |

【関連施策】

しょうがいしゃ相談支援事業等[しょうがいしゃ支援課]等

## (2) しょうがいのある人の意思の尊重及びそのための支援

### 【課題】

しょうがいのある人が安心して地域で暮らし続けるためには、しょうがいのある人自身の意思決定が十分に尊重される必要があります。福祉サービスの利用時に留まらず、日々の暮らしにおいて、しょうがいのある人の意思が尊重されることが重要です。

市民等からは、「全ての人が意思決定支援のプロセスを学び、本人の意思が反映できるような仕組みを作してほしい」「現状の成年後見制度は使いにくい」「支援付き意思決定を確実にできるようにしたい」といった意見が寄せられています。

### 【方向性】

日常生活や社会生活での決める場面において、しょうがいのある人自身の意思を第一義とした支援（意思形成をするための支援を含む）を行います。

また、成年後見制度については、制度の適切な利用に向け、社会福祉協議会などの地域の関係機関と連携しながら、周知啓発等を行います。

### 【指標】

○市民及び事業者等に対する意思決定支援に関する研修の実施回数

|                 | じっせき<br>実績               | もくひょう<br>目標               |
|-----------------|--------------------------|---------------------------|
|                 | ねんど<br>2022年度<br>（令和4年度） | ねんど<br>2029年度<br>（令和11年度） |
| じっしがいすう<br>実施回数 | かい<br>3回                 | かい<br>3回                  |



ちいきふくしけんりようごじぎょう しんきりようけんすう  
○地域福祉権利擁護事業の新規利用件数

|            | じっせき<br>実績                          | もくひょう<br>目標                          |
|------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
|            | ねんど<br>2022年度<br>れいわ ねんど<br>(令和4年度) | ねんど<br>2029年度<br>れいわ ねんど<br>(令和11年度) |
| けんすう<br>件数 | けん<br>9件                            | けん<br>12件                            |

くにたちしけんりようごしえん すいしん かん じょうれい せいてい けいかく さくてい  
○国立市権利擁護支援の推進に関する条 例 の制定・計画の策定

|                                     | じっせき<br>実績                          | もくひょう<br>目標                          |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
|                                     | ねんど<br>2022年度<br>れいわ ねんど<br>(令和4年度) | ねんど<br>2029年度<br>れいわ ねんど<br>(令和11年度) |
| せいてい さくてい<br>制定・策定<br>じょうきよう<br>状 況 | みせいてい み じっし<br>未制定・未実施              | じょうれいせいてい けいかくさくてい<br>条 例 制定・計画策定    |

かんれんしさく  
【関連施策】

しょうがいしゃ けんりようごじぎょう ふくしそうむか ちいきふくしけんりようごじぎょう くにたちしやかいふくしきょう  
しょうがいしゃ権利擁護事業[福祉総務課]、地域福祉権利擁護事業[国立市社会福祉協  
議会]、成年後見制度利用支援事業[福祉総務課、高齢者支援課、しょうがいしゃ支援課]  
など  
等

### (3) 地域生活への移行支援

#### 【課題】

調査によると、「現在、あなたの生活している地域の暮らしにどの程度満足していますか」という質問に対し、満足度「10」と回答した方は全体774人のうち55人おり、7.1%を占めています。最も高かったのが、満足度「5」と答えた方で、全体の22.4%を占めています。また、今後ひとりで暮らしたい、家族・親族と一緒に暮らしたい、友人・知人と一緒に暮らしたいと回答している人を合わせると、774人のうち536人おり、全体の69.3%であることから、地域生活を希望されている方が大多数を占めていることがわかります。

精神科病院に長期入院している、又は障害者支援施設等に入所しているしょうがいのある人が地域移行を望んだ際、確実に地域で暮らせるよう地域生活への移行支援体制を充実させる必要があります。

現状は、グループホームやアパート等への入居の体験機会の創出や、緊急時の受入体制の整備など、しょうがいのある人が地域移行できる受け皿が整っておらず、地域移行のための環境整備が進んでおりません。特に重度のしょうがいしゃや高齢のしょうがいしゃは現状、地域移行が困難であることが多く、様々な社会資源の充実が求められています。

精神科へ長期入院しているしょうがいのある人について、現状把握が十分ではなく、入院患者の状態像や入院期間に応じた退院後の支援について十分に協議することが必要です。

市民等からは、「地域生活支援拠点の整備計画を具体的に示してほしい」「地域移行するにあたり、当事者が自分の意思として住みたい場所を選び取っていけるよう支援をするべき」等の意見が寄せられています。

## 【方向性】

重度のしょうがいがあっても、だれとどこで暮らすのかについて、自らの意思で選択できることにより、地域生活における安心感を担保し、自分の意思で望んだ生活を送ることができるようにする必要があります。そのために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームでの生活等の体験の機会の場の提供、そして短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保等の機能を既存の支援機関、施設、障害福祉サービス提供事業所等が分担して行う面的整備型の地域生活支援拠点等の整備を促進します。その整備にあたっては、相談支援事業所連絡会や自立支援協議会といった協議を行う場を活用します。

また、精神科病院等における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、市を中心とした精神保健医療福祉の一体的な取組の促進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共に生活することができる包容的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ精神しょうがいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者及びその家族等の関係者を支援する保健・医療・福祉に携わる様々な関係者等が、ネットワークを形成することにより連携を密に行いながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の促進を図ります。

しょうがいのある人のスムーズな地域移行のためには、地域住民の理解や地域移行に関わる関係者のしょうがいのある人に対する意識の深化も大きな課題であることから、今後、市民及び支援者等に対して、しょうがいのある人の理解についての普及啓発活動を進めていきます。

また、全てのしょうがいのある人が住み慣れた地域で安心して住み続けられるようにするため、ヘルパーなどの障害福祉サービスや地域活動支援センター事業、日中活動系サービス推進事業などのサービスを充実させていきます。

施設や病院等へ入院入所しているしょうがいのある人が地域での生活に移行するための住居の確保や新生活の準備等についての支援を行う地域移行支援、居宅に

おいて<sup>たんしんなど</sup>单身等<sup>せいかつ</sup>で生活するしょうがいのある人<sup>ひと</sup>について<sup>ちいきせいかつ</sup>地域生活を<sup>けいぞく</sup>継続していくため  
 の<sup>やかん</sup>夜間<sup>ふく</sup>を含む<sup>きんきゅうじ</sup>緊急時の<sup>れんらく</sup>連絡<sup>そうだんどう</sup>、相談等の<sup>おこな</sup>サポート<sup>ちいきていちゃくしえん</sup>を行う<sup>ちいき</sup>地域定着支援、そして<sup>せいかつ</sup>地域生活<sup>いこう</sup>に移行したのち、<sup>ていきてき</sup>定期的な<sup>じゅんかいほうもん</sup>巡回訪問や<sup>すいじ</sup>随時の<sup>たいおう</sup>対応により<sup>えんかつ</sup>円滑な<sup>ちいきせいかつ</sup>地域生活に  
 向けた<sup>む</sup>相談<sup>そうだんおよ</sup>及び<sup>じょげん</sup>助言<sup>おこな</sup>を行う<sup>じりつせいかつえんじょ</sup>自立生活援助を<sup>せっきょくてき</sup>積極的に<sup>かつよう</sup>活用し、<sup>ちいきいこう</sup>地域移行を<sup>すいしん</sup>推進します。

また、<sup>ほうもんけい</sup>訪問系サービスの<sup>りようかくだい</sup>利用拡大に伴い、<sup>ともな</sup>市の<sup>し</sup>財政負担も<sup>ざいせいふたん</sup>増大<sup>そうだい</sup>しており、<sup>しょう</sup>しょう  
 がいのある人<sup>ひと</sup>が<sup>あんしん</sup>安心して<sup>ちいきせいかつ</sup>地域生活を<sup>おく</sup>送れるようにするため、<sup>くに</sup>国及び<sup>とうきょうと</sup>東京都<sup>たい</sup>に対し、  
<sup>ざいせいてきしえん</sup>財政的支援<sup>ようほう</sup>を要望していきます。

## 【指標】

### ○<sup>ちいきいこうしゃすう</sup>地域移行者数

|                                                                              | <sup>じっせき</sup> 実績                                                          | <sup>もくひょう</sup> 目標                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
|                                                                              | <sup>ねんど</sup> 2017～2022年度<br>( <sup>へいせい</sup> 平成29～ <sup>ねんど</sup> 令和4年度) | <sup>ねんど</sup> 2024～2029年度<br>( <sup>れいわ</sup> 令和6～ <sup>ねんど</sup> 11年度) |
| <sup>き</sup> 期間 <sup>かんちゅう</sup> 中の <sup>にんすう</sup> 人数<br>( <sup>の</sup> 延べ) | <sup>めい</sup> 7名                                                            | <sup>めい</sup> 10名                                                        |

### ○<sup>ちいきいこうしえん</sup>地域移行支援、<sup>ちいきていちゃくしえん</sup>地域定着支援、<sup>じりつせいかつえんじょ</sup>自立生活援助の<sup>しきゅうけつていしゃすう</sup>支給決定者数

|                                                                |                                               | <sup>じっせき</sup> 実績                               | <sup>もくひょう</sup> 目標                               |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
|                                                                |                                               | <sup>ねんど</sup> 2022年度<br>( <sup>れいわ</sup> 令和4年度) | <sup>ねんど</sup> 2029年度<br>( <sup>れいわ</sup> 令和11年度) |
| <sup>しきゅうけつていしゃすう</sup> 支給決定者数<br>( <sup>ねんどまつじてん</sup> 年度末時点) | <sup>ちいきいこうしえん</sup> 地域移行支援                   | <sup>めい</sup> 1名                                 | <sup>めい</sup> 5名                                  |
|                                                                | <sup>ちいきていちゃく</sup> 地域定着<br><sup>しえん</sup> 支援 | <sup>めい</sup> 1名                                 | <sup>めい</sup> 5名                                  |
|                                                                | <sup>じりつせいかつえんじょ</sup> 自立生活援助                 | <sup>めい</sup> 3名                                 | <sup>めい</sup> 7名                                  |

○精神しょうがいを対象とした市内グループホームの定員数

|                          | じっせき<br>実績        | もくひょう<br>目標        |
|--------------------------|-------------------|--------------------|
|                          | 2022年度<br>（令和4年度） | 2029年度<br>（令和11年度） |
| ていいんすう<br>定員数<br>（年度末時点） | 82名               | 120名               |

【関連施策】

しょうがいしゃ かんりうんえいじぎょう しょうがいしゃ しえんか にちゅうかつどうけい すいしん  
障害者センター管理運営事業[しょうがいしゃ支援課]、日中活動系サービス推進  
じぎょうほじょ しょうがいしゃ しえんか つうしよくんれんじぎょううんえいひほじょ しょうがいしゃ しえんか  
事業補助[しょうがいしゃ支援課]、通所訓練事業運営費補助[しょうがいしゃ支援課]、  
ちいきかつどうしえん じぎょう しょうがいしゃ しえんか にちゅういちじしえんじぎょう  
地域活動支援センター事業[しょうがいしゃ支援課]、日中一時支援事業[しょうがい  
しゃ支援課]、しょうがいしゃさんがた ほじょじぎょう しえんか しんしんしょうがいしゃ  
障害者参加型サービス補助事業[しょうがいしゃ支援課]、心身障害者  
じゅうたくひよせいじぎょう しえんか やちんじよせいじぎょう  
住宅費助成事業[しょうがいしゃ支援課]、グループホーム家賃助成事業[しょうがいし  
ゃ支援課]、じゅうたくかくほようはいりよしゃしえんじぎょう ふくしそむか こうじのうきのうしょうがいしえんそくしんじぎょう  
住宅確保要配慮者支援事業[福祉総務課]、高次脳機能障害支援促進事業  
[しょうがいしゃ支援課]、じゅうどしんたいしょうがいしゃとうきんきゅうつうほう じぎょう  
重度身体障害者等緊急通報システム事業[しょうがいしゃ  
支援課]等

#### (4) しょうがいのある人を支える人材の確保

##### 【課題】

実態調査によると、「地域で安心して暮らしていくためには、どのようなことが重要ですか」という設問に対し、ホームヘルパーなどの訪問系サービスの充実が重要であると答えた人は、全体774人のうち147人おり、全体の19.0%を占めています。

しょうがいのある人の重度化・高齢化が進む中、将来にわたり安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う専門的な技術及び知識を有する人材の確保と定着を図る必要があります。

現在の障害福祉の現場は、重度訪問介護をはじめとする訪問系サービスにおけるヘルパーや地域参加型介護サポート事業<sup>2</sup>、そしてしょうがいのある子どもの通学等支援のための移動支援事業における成り手不足といった深刻な課題に直面しています。

##### 【方向性】

人材の確保等に向け、国立市社会福祉協議会等の地域関係団体等との連携を行いながら、福祉人材の育成・定着に向け職員のスキルアップを図るための研修や人材定着・離職防止を図るための相談支援体制の確保、そして働きやすい職場づくりに向けた事業者への支援などを促進します。

支援者不足という課題解決に向け、専門性を高めるための研修の実施や、地域の関係機関との連携の促進、そして障害福祉の現場が、働き甲斐のある魅力的な職場で

<sup>2</sup> 地域参加型介護サポート事業：市独自の自薦登録ヘルパー制度で、地域の力を活用し、しょうがいのある方が推薦した介護人が、外出、家事、排せつなどの支援を行う。なお、介護人になるのに資格などは必要ない。

あることの積極的な周知啓発等を行うとともに、障害福祉の現場におけるハラスメント対策に対し関係者が協力して取り組んでいきます。

また、地域参加型介護サポート事業などの地域の力を活用しながら人材確保に向けて検討していきます。

## 【指標】

### ○重度訪問介護の利用者数

|        | 実績                | 目標                 |
|--------|-------------------|--------------------|
|        | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 年間利用者数 | 67名               | 80名                |

### ○移動支援の市内登録事業者数

|                 | 実績                | 目標                 |
|-----------------|-------------------|--------------------|
|                 | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 事業者数<br>(年度末時点) | 15事業者             | 20事業者              |

### ○地域参加型介護サポート事業の介護人数

|                 | 実績                | 目標                 |
|-----------------|-------------------|--------------------|
|                 | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 介護人数<br>(年度末時点) | 468名              | 500名               |

かいごみけいげんしゃむ けんしゅうじゅうこうしゃすう  
○介護未経験者向け研修受講者数

|                         | じっせき<br>実績                          | もくひょう<br>目標                          |
|-------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
|                         | ねんど<br>2022年度<br>れいわ ねんど<br>(令和4年度) | ねんど<br>2029年度<br>れいわ ねんど<br>(令和11年度) |
| ねんかんじゅうこうしゃすう<br>年間受講者数 | めい<br>7名                            | めい<br>20名                            |

いどうしえんじゅうじしやようせいけんしゅうじゅうこうひじょせいけんすう  
○移動支援従事者養成研修受講費助成件数

|                        | じっせき<br>実績                          | もくひょう<br>目標                          |
|------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
|                        | ねんど<br>2022年度<br>れいわ ねんど<br>(令和4年度) | ねんど<br>2029年度<br>れいわ ねんど<br>(令和11年度) |
| ねんかんじょせいけんすう<br>年間助成件数 | けん<br>0件                            | けん<br>10件                            |

かんれんしさく  
【関連施策】

くにたちし しえんじぎょう しえんか いどうしえんじゅうじしやようせい  
国立市セーフティネット支援事業[しょうがいしゃ支援課]、移動支援従事者養成  
けんしゅうじゅうこうひじょせいじぎょう しえんか いどうしえんじぎょう しえんか  
研修受講費助成事業[しょうがいしゃ支援課]、移動支援事業[しょうがいしゃ支援課]、  
ちいきさんかがたかいご じぎょう しえんか ふくしぎょうむとうりかいそくしん じんざい  
地域参加型介護サポート事業[しょうがいしゃ支援課]、福祉業務等理解促進・人材  
かくほしえんじぎょう しえんか など  
確保支援事業[しょうがいしゃ支援課]等



## (5) 当事者及び関係者への支援及び連携の強化

### 【課題】

実態調査によると、「あなたの暮らしている地域には、困ったときに相談できる人が身近にいますか」という設問に対し、非常にあてはまる「5」と答えた人は、全体のうち 11.2%であり、ある程度あてはまる「4」と答えた人は、全体のうち 30.1%を占めています。

しょうがいのある人が、しょうがいの種類及びその程度に応じて必要な支援が受けられるように、しょうがいのある人及びその家族等に必要な情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築が必要です。

昨今、しょうがいのある人の家族等関係者は、日常生活や医療ケア、リハビリテーションのサポートなど、多くの時間とエネルギーを費やす必要があり、心身の健康や社会的孤立等の様々な困難に直面しています。また、若年層の介助者も顕在化しており、今後介護者に対する社会的な支援体制の整備が求められています。

### 【方向性】

これらの課題に対処するため、家族や関係者などに向けた講演などの定期的な開催や、市のホームページなどを通じて、しょうがいのある人とその家族向けの利用可能な支援サービスなどについての情報提供を行います。また、しょうがいのある人が地域で自立した生活を送っていることについての事例の紹介も行います。

国立市社会福祉協議会などの支援機関とネットワークを形成し連携を密にしながら、介護者を含む包括的な相談に対応する重層的支援体制整備事業の枠組みを整備し、ひきこもりの方や未治療精神患者など地域における様々な課題に直面している当事者及びその家族等関係者に対して、アウトリーチの視点から切れ目のない重層的な支援を行うことができるよう環境の整備を行います。

また、短期入所や緊急一時入所事業などのレスパイトの環境を整備していくことにより、しょうがいのある人及びその家族のメンタルヘルスケアを促進し、地域で

あんしん く しえん  
安心して暮らすことができるよう支援していきます。

## 【指標】

### ○国立市心身障害者（児）緊急入所事業の利用世帯数

|                         | じっせき<br>実績                          | もくひょう<br>目標                          |
|-------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
|                         | ねんど<br>2022年度<br>れいわ ねんど<br>(令和4年度) | ねんど<br>2029年度<br>れいわ ねんど<br>(令和11年度) |
| ねんかんりようせたいすう<br>年間利用世帯数 | せたい<br>23世帯                         | せたい<br>38世帯                          |

### ○重層的支援体制整備事業の枠組みの整備

|                   | じっせき<br>実績                          | もくひょう<br>目標                         |
|-------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|                   | ねんど<br>2022年度<br>れいわ ねんど<br>(令和4年度) | ねんど<br>2026年度<br>れいわ ねんど<br>(令和8年度) |
| せいびじょうきょう<br>整備状況 | みせいび<br>未整備                         | せいび<br>整備                           |

### ○国立市精神障害者ショートステイ事業の年間利用者数

|                               | じっせき<br>実績                          | もくひょう<br>目標                          |
|-------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
|                               | ねんど<br>2022年度<br>れいわ ねんど<br>(令和4年度) | ねんど<br>2029年度<br>れいわ ねんど<br>(令和11年度) |
| ねんかんりようにんすう<br>年間利用人数<br>(延べ) | にん<br>141人                          | にん<br>160人                           |

## 【関連施策】

くにたちしんしんしょうがいしゃ じ きんきゅうにゅうしょじぎょう しえんか じゅうそうてきしえんたいせい  
国立市心身障害者（児）緊急入所事業[しょうがいしゃ支援課]、重層的支援体制  
せいびじぎょう しえんか せいしんしょうがいしゃ じぎょう  
整備事業[しょうがいしゃ支援課]、精神障害者ショートステイ事業[しょうがいしゃ  
しえんか かそくかいしえん しえんか など  
支援課]、家族会支援[しょうがいしゃ支援課]等

### 基本方針3. すべての子どもが共に成長できる支援の充実

#### (1) 教育大綱に掲げるフルインクルーシブ教育のための支援の充実

##### 【課題】

実態調査によると、「あなたは、国立市でフルインクルーシブ教育を進めるためには、何が必要だと思いますか」という設問に対し、「バリアフリー等の環境の整備」と回答した人が最も多く、全体の32.7%を占めています。

地域の学校・学級において、しょうがいの有無、国籍や人種などの違いに関係なく、すべての子どもの学びを保障するとともに、子どもたちがともに学び、一人一人がその子らしくいられるようにするための環境整備を進める必要があります。

これまで国立市は、2013（平成25）年度に文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業を受託し、この方針に従って、多様な学びの場を充実させてきました。また通常の学級でも質の高い支援ができるよう、専門性が高いスマイリースタッフ（特別支援教育支援員）を各校の状況に応じて1校につき2名から6名程度配置することで、しょうがいのある子どもに対する教育の質を高めてきました。

2019（平成31）年に改定された国立市教育大綱の中には、「しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒も同じ場で共に学び、相互に成長できるフルインクルーシブ教育を目指す。併せて、児童・生徒が持つ能力を最大限発揮できるように個別支援のための環境整備を進める」と書かれています。

通常の学級が誰にとっても安心・安全な場所であり、ともに学び合える場所になるような、仕組みの構築が求められています。

市民等からは、「同じ学校同じ教室で学び合い育つこと、どんなしょうがいがあってもともに学べる安心感を児童や保護者に与えることが重要」「私は、養護学校に通っていましたが、でも自分でやめました。今でも養護学校には、行きたくないです。みんな、地域の学校に行って、地域で暮らせるようにしてほしいです。」という意見の一方で、「個々のニーズに応じたきめ細やかな支援が可能な少人数の学級も必要」等の意見が寄せられています。

## 【方向性】

教育委員会では、「国立市のフルインクルーシブ教育～一人一人がその子らしく  
いられる教育～の方向性については、2023(令和5)年度末の時点で多方面から様々  
な意見が寄せられているため、2024(令和6)年度以降、各方面との丁寧な議論を  
継続したうえで形にしていく」、「当面の取組としては、学校・学級の包摂力を向上  
させることを目指し、価値ある取組、事例を広げていくとともに子どもたちが共生  
社会の一員としての資質・能力を育ていけるようにしていく」としていますので、  
これらの教育委員会の方針に対し、福祉分野での連携・協働を進めていきます。

## 【指標】

〇学校満足度調査における学級満足度尺度の満足群の割合

|  | 今回調査<br>今年度<br>(令和5)年度 | 次回調査<br>2028年度<br>(令和10)年度 |
|--|------------------------|----------------------------|
|  | 54%                    | 60%                        |

## 【関連施策】

移動支援事業[しょうがいしゃ支援課]、地域参加型介護サポート事業[しょうがいしゃ  
支援課]等

## (2) しょうがいのある子どもの健全な育成のための福祉サービスの充実

### 【課題】

実態調査によると、「地域で安心して暮らしていくためには、どのようなことが重要ですか」という設問に対し、「児童の発達支援の充実」と回答した人は、全体の9.6%を占めています。また、「放課後等デイサービスの充実」と回答した人は、同じく全体の9.6%を占めています。

しょうがい児支援を行うにあたっては、しょうがいのある子どもの意思をしっかりと確認し、その子にとっての最善の利益がなにかを考慮しながら、健全な育成を支援することが必要です。そのためには、本人及びその家族等に対し、早期段階から身近な地域で支援できるような体制を構築するとともに、障害児通所支援及び障害児相談支援について、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図る必要があります。

現在の障害児通所支援等については、「日中一時支援」「移動支援」「放課後等サービス」等の利用に際し、さらなる受け入れ体制の充実が求められています。特に日中一時支援事業及び放課後等デイサービスについては、「利用したいが利用できる事業所がない」等の意見が寄せられており、夏休み等長期休業中の居場所確保が課題となります。

### 【方向性】

しょうがいのある子どものライフステージに合わせ、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が分野を超えて連携を密にし、切れ目のない一貫したしょうがいのある子どもの支援を提供する体制の構築を図ります。

しょうがい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保します。

また、人工呼吸器等を装着している医療的ケア児について、保健、医療等の専門的

な支援を要するしょうがいのある子どもに対して、保健、医療、保育、教育等の各関連分野の関係者が連携を図る協議の場を設置し、共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制を構築します。

移動支援事業についても、通学のためのヘルパー不足が深刻化しており、しょうがいのある子どもが安心して通所・通園・通学できるようにするために、ヘルパー養成研修等などを国立市社会福祉協議会などの関係機関等と連携し、実施するなどして支援への取組を促進します。

## 【指標】

### ○障害児通所支援事業を行う市内事業所数

| じどうはったつしえん<br>児童発達支援                    | じっせき<br>実績                              | もくひょう<br>目標                              |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------|
|                                         | ねんど<br>2022年度<br>れいわ<br>(令和4) ねんど<br>年度 | ねんど<br>2029年度<br>れいわ<br>(令和11) ねんど<br>年度 |
| じぎょうしよすう<br>事業所数<br>ねんどまつじてん<br>(年度末時点) | じぎょうしよ<br>7事業所                          | じぎょうしよ<br>12事業所                          |

| ほうかごとう<br>放課後等デイ<br>サービス                | じっせき<br>実績                              | もくひょう<br>目標                              |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------|
|                                         | ねんど<br>2022年度<br>れいわ<br>(令和4) ねんど<br>年度 | ねんど<br>2029年度<br>れいわ<br>(令和11) ねんど<br>年度 |
| じぎょうしよすう<br>事業所数<br>ねんどまつじてん<br>(年度末時点) | じぎょうしよ<br>14事業所                         | じぎょうしよ<br>18事業所                          |

### ○重度心身障害児及び医療的ケア児を対象に児童発達支援事業等を行う市内事業所数

|                                         | じっせき<br>実績                              | もくひょう<br>目標                              |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------|
|                                         | ねんど<br>2022年度<br>れいわ<br>(令和4) ねんど<br>年度 | ねんど<br>2029年度<br>れいわ<br>(令和11) ねんど<br>年度 |
| じぎょうしよすう<br>事業所数<br>ねんどまつじてん<br>(年度末時点) | じぎょうしよ<br>0事業所                          | じぎょうしよ<br>1事業所                           |

○保健、医療、保育、教育等の各分野の関係者が医ケア児支援のための連携を図るための協議の場の設置

|      | 実績                | 目標                |
|------|-------------------|-------------------|
|      | 2022年度<br>(令和4)年度 | 2026年度<br>(令和8)年度 |
| 設置状況 | 未設置               | 設置                |

○通所事業所連絡会の開催回数

|        | 実績                | 目標                 |
|--------|-------------------|--------------------|
|        | 2022年度<br>(令和4)年度 | 2029年度<br>(令和11)年度 |
| 年間開催回数 | 1回                | 2回                 |

○しょうがい児日中一時支援事業の事業所数

|                 | 実績                | 目標                 |
|-----------------|-------------------|--------------------|
|                 | 2022年度<br>(令和4)年度 | 2029年度<br>(令和11)年度 |
| 事業所数<br>(年度末時点) | 4事業所              | 10事業所              |

【関連施策】

児童発達支援センター運営支援事業[子育て支援課・しょうがいしゃ支援課]、しょうがい者通所訓練事業運営費補助事業[しょうがいしゃ支援課]、しょうがい児日中一時支援事業[しょうがいしゃ支援課]、国立市しょうがい児学童保育所通所緊急サポート事業[しょうがいしゃ支援課]等



## 基本方針4. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

### (1) しょうがい特性に配慮した情報提供体制の充実

#### 【課題】

実態調査によると、「福祉関連の情報はどこから入手していますか」という設問に対し、「東京都や国立市の広報紙」と答えた人は、全体の64.9%となります。このことから、しょうがいのある人の多くが福祉関連の情報を東京都や市役所から入手していることがわかります。

また、「国立市から生活に必要な情報を集めようとするときに困ることは何ですか」という設問に対し、困ることがあると答えた人は全体の28.7%になり、情報の取得に何らかの問題（広報などの内容を理解できない、パソコンや携帯電話などの情報収集機器を使うことができない等）を抱えていることがわかります。

近年の動向として、しょうがいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とした法律である「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が、2022（令和4）年に制定されました。

一方で、実態調査の結果にあるように、しょうがいのある人の多くは未だに情報の取得についての問題を抱えており、そのしょうがいの種別による特性を十分に理解したうえで、しょうがい特性に応じた媒体や方法で情報を提供することが必要となります。

市民等からは、「広報物のルビあり版を作成してほしい」「知的しょうがいのある人が参加する会議（オンラインを含む）では、わかりやすい要約筆記が必要であることを広く知ってもらいたい」「聴覚しょうがいのある人が参加する会議では、議事録を作成してほしい」「わかりやすいものを作るには、当事者の意見を聞いてほしい」「市のホームページを知的しょうがいのある人にもわかるようにしてほしい」「障害者タブレット教室をもっと色々な場所でやってほしい」「聴覚にしょうがいのある人が参加する会議等（オンラインを含む）では、資料を投影する等して、資料と手話通訳を同じ視界に入るようにする等の工夫が必要である」「聴覚にしょうがい



のある人は、会議等において、資料と手話通訳を同時に見ながら話の内容を確認することができないため、情報の取得にタイムラグが出てしまい、伝えるタイミングを逸してしまうので、進行には配慮が必要である」等の意見が寄せられています。

## 【方向性】

しょうがいのある人が円滑に十分な情報を取得できるよう、しょうがい特性に応じた媒体や方法で情報を提供し、行政情報のアクセシビリティの向上を図ります。

行政情報、特にしょうがいしゃ施策に関する情報提供については、当事者の意見を聞きながら、わかりやすい情報の提供及び情報提供体制の整備を推進します。

視覚や聴覚にしょうがいのある人には、広報物の点訳版及び音読版の作成・貸出や手話通訳者等派遣事業などの既存事業を継続しつつ、支援を充実させます。

また、知的しょうがいのある人や盲ろう、失語症、その他様々なしょうがいについても、しょうがい特性に配慮した情報提供方法について調査研究を進めます。

市のホームページについても、情報アクセシビリティ<sup>3</sup>の確保や向上に努めます。また、SNS等の様々な媒体やICT等の利活用を促進し、しょうがいのある人が容易に取得や利用ができて、わかりやすいものとなるように進めます。

<sup>3</sup> 情報アクセシビリティ：年齢やしょうがいの有無にかかわらず、必要とする情報を十分に取得でき、利用できること。

【指標】

〇国立市から生活に必要な情報を集めようとするときに困ることがあると感じたことがある人の割合（実態調査の結果数値）

|    | 今回調査              | 次回調査               |
|----|-------------------|--------------------|
|    | 2023年度<br>(令和5年度) | 2028年度<br>(令和10年度) |
| 割合 | 28.7%             | 15.0%              |

〇市が主催するイベントや会議等における手話通訳者の派遣

|        | 実績                | 目標                 |
|--------|-------------------|--------------------|
|        | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 年間派遣回数 | 54回               | 100回               |

【関連施策】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業[しょうがいしゃ支援課]、障害者タブレット教室  
[しょうがいしゃ支援課]、市報くにたち発行に係る事業（点訳広報の発行／声の広報  
の発行）[市長室]、情報発信等広報施策に係る事業（ホームページ管理運営）[市長室]、  
公民館だより発行に係る事業（点訳版作成／音訳CD等吹き込み）[公民館]、図書館  
運営に係る事業（音訳・点訳・対面朗読等）[中央図書館]等

## (2) 意思疎通支援の充実

### 【課題】

しょうがいのある人が地域社会を構成する一員としてあらゆる分野で地域の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得でき、円滑に意思疎通を図れることが重要となります。

しょうがいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保、サービスの円滑な利用の促進や支援機器の提供を通じて意思疎通支援の充実に図る必要があります。

国立市では、日常生活用具の給付や高次脳機能サロンの開催、市民の日常生活における手話通訳者等の派遣、市役所の窓口業務における手話通訳者の設置などの意思疎通支援を実施してきました。また、国立市社会福祉協議会が実施する手話講習会事業を補助し、手話通訳者の育成、聴覚しょうがいのある人への理解を深める取り組みを支援してきました。

しかしながら、支援が充足しているとは言えず、特に緊急時の対応が困難な状況です。

意思疎通を図ることが困難なしょうがいのある人に対して、しょうがい特性に配慮したきめ細かい支援を実施していく必要があります。

市民等からは、「手話講習会の開催回数を増やすなどして、手話を学ぶ機会を増やしてほしい」「子どもたちが手話を覚えられるようにしてほしい」「中途失聴・難聴の方のために音声を文字化するアプリを使う支援（タブレット）などがあるとよい」「発達しょうがいや知的しょうがいのある人など、コミュニケーション支援が必要な人たちもいるので、新しい展開をしてほしい」「意思疎通のためには、話を聞くという姿勢をもつことが大切」「病気により声を発せられなくなったため、電話で簡単に手続きできたことが突然出来なくなり、更には配慮もしてもらえず、大変な思いをしたことがある」等の意見が寄せられています。

【方向性】

しょうがいのある人が、円滑な意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、既存の支援を充実させていくと共に、当事者の意見を聞きながら、様々なしょうがい特性に応じた意思疎通支援の調査研究を進めます。

国立市手話言語条例が2023(令和5)年9月に施行されたことを踏まえ、手話言語に対する理解、手話言語による意思疎通の支援、手話言語を学ぶ機会の確保等、手話言語を使用しやすい環境の構築を目指します。また、手話講習会事業の補助を継続しつつ充実させることで、手話通訳者を養成し、登録手話通訳者数の増加を図りつつ、緊急時にも対応できるように進めます。これらを、当事者の方や手話通訳者を含む支援者、国立市社会福祉協議会や東京手話通訳等派遣センターとの協議会を運営しつつ実施します。

手話通訳者のほかにも、意思疎通を図ることが困難なしょうがいのある人向けの通訳者や介助者の養成及び人材確保に努めます。

また、ICTの利活用、時代のニーズにあった日常生活用具の品目の見直し、その他の支援の普及・啓発を進めます。

【指標】

○国立市の登録手話通訳者数

|                 | 実績                | 目標                 |
|-----------------|-------------------|--------------------|
|                 | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 通訳者数<br>(年度末時点) | 7人                | 13人                |

○市役所の手話通訳者の設置日数（週）

|            | しっせき<br>実績        | もくひょう<br>目標       |
|------------|-------------------|-------------------|
|            | 2022年度<br>（令和4年度） | 2026年度<br>（令和8年度） |
| にっすう<br>日数 | しゅう にち<br>週 3日    | しゅう にち<br>週 5日    |

【関連施策】

手話通訳者養成事業[福祉総務課・しょういがいしゃ支援課]、手話通訳者・要約筆記者  
派遣事業[しょうがいしゃ支援課]、手話言語条例推進[しょうがいしゃ支援課]、  
中等度難聴児発達支援事業[しょうがいしゃ支援課]、高次脳機能障害者支援促進に  
係る事業[しょうがいしゃ支援課]等

## 基本方針5. 雇用・就業・経済的自立の支援

### (1) しょうがい特性に応じた就労支援・雇用促進

#### 【課題】

実態調査によると、「あなたは現在働いていますか」という設問に対し、20歳以上で「働いている・福祉的就労をしている」と答えた人は、全体のうち32.3%を占めています（19歳以下を含めると28.4%）。

しょうがいのある人が、自らの希望や力量に応じた働き方を選択でき、いきいきと働ける社会を実現するために、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保することが求められています。

また、そのしょうがい特性により、職業準備、就業継続などといった各局面においては、様々な課題状況や就労支援ニーズが生じるため、より専門的かつよりきめ細やかな支援を提供することが課題となっております。

更に、就職が叶ったとしても職場環境や仕事内容、人間関係等を理由に、一年以内で退職するケースが多く、職場定着率の低さも課題となっております。

市民等からは、「重度のしょうがいのある方々の在宅就労や介護を受けながら働ける仕組み作りについて検討してほしい」「特別支援学校で就労に向けての訓練をし、しょうがいしゃ粹で一般就労しても、まかせてもらえる仕事が多く、他の社員とも馴染めない」等の意見が寄せられています。

#### 【方向性】

市直営のしょうがいしゃ就労支援センターを中核とし、ハローワークや地域の就労支援関連事業所と密接に連携しながら、就労を希望するしょうがいのある人の就労機会の拡大を図るとともに、しょうがいのある人が安心して働き続けられるように就労面の支援（就労前、就労後の支援）と生活支援との一体的な相談支援を推進していきます。

ハローワークや商工会等との連携を密にし、就労の場の創出と職域の拡大を推進します。しょうがいのある人の雇用経験やノウハウが乏しい民間企業に対しては、

しょうがいのある人の職場適応全般に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案し職場への適応および定着を図ります。

2024（令和6）年4月より、これまで法定雇用率の算定にならなかった短時間労働の精神障害者、重度身体障害者および重度知的障害者についても算定されたことから、新たな就業機会の拡大につなげていきます。

また、介護を受けながら働ける仕組みづくりについても実施に向けて検討を進めます。

就労支援関係機関が連携し、就労選択支援や就労アセスメントの事例検討や情報の共有の場を設けることにより、地域の就労支援機関相互の人材の育成、支援力の向上に努めます。

## せいで せつめい 制度の説明

### 障害者雇用率制度について

従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者の雇用を義務付けています。  
（障害者雇用促進法43条第1項）

#### <法定雇用率>

|         | 2023（令和5）年 | 2024（令和6）年<br>4月より | 2026（令和8）年<br>7月より |
|---------|------------|--------------------|--------------------|
| 国、地方自治体 | 2.6%       | 2.8%               | 3.0%               |
| 民間企業    | 2.3%       | 2.5%               | 2.7%               |
| 事業主の範囲  | 従業員43.5人以上 | 従業員40人以上           | 従業員37.5人以上         |

例）民間企業の場合、法定雇用率が2.5%であれば、従業員40人以上雇用している企業では、障害者を1人以上雇用しなければなりません。

| <算定基準>（単位：人） |        | 2024（令和6）年<br>4月より追加措置 |                  |
|--------------|--------|------------------------|------------------|
|              |        | 短時間労働者                 | 特定短時間労働者         |
| 週所定<br>労働時間  | 30時間以上 | 20時間以上<br>30時間未満       | 10時間以上<br>20時間未満 |
| 身体障害者        | 1      | 0.5                    | —                |
| 重度           | 2      | 1                      | 0.5              |
| 身体障害者        | 1      | 0.5                    | —                |
| 重度           | 2      | 1                      | 0.5              |
| 精神障害者        | 1      | 1（※）                   | 0.5              |

※当分の間の措置として、精神障害者である短時間労働者は、雇入れの日からの期間等にかかわらず、1人をもって1人とみなすこととしています。

【指標】

○20歳以上で就労している人の割合（実態調査の結果数値）

|    | 今回調査              | 次回調査               |
|----|-------------------|--------------------|
|    | 2023年度<br>(令和5年度) | 2028年度<br>(令和10年度) |
| 割合 | 32.3%             | 40.0%              |

○雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

|      | 実績                | 目標                 |
|------|-------------------|--------------------|
|      | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 実施状況 | 未実施               | 実施                 |

○就労支援センター利用による新規一般就労者数

|        | 実績                | 目標                 |
|--------|-------------------|--------------------|
|        | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 年間就労者数 | 5名                | 10名                |

○就労支援センターへのジョブコーチの配置人数

|                 | 実績                | 目標                 |
|-----------------|-------------------|--------------------|
|                 | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 配置人数<br>(年度末時点) | 0名                | 2名                 |



○就労選択支援支給決定者数（2025（令和7）年10月より開始予定）

|          | 実績                | 目標                 |
|----------|-------------------|--------------------|
|          | 2025年度<br>（令和7年度） | 2029年度<br>（令和11年度） |
| 年間支給決定者数 | —                 | 15名                |

※ 制度開始の2025（令和7）年度は、6名を想定。

【関連施策】

しょうがいしゃ就労支援センター事業[しょうがいしゃ支援課]、チャレンジ雇用事業[しょうがいしゃ支援課]等

## (2) しょうがいのある人の福祉的就 労 支援

### 【課題】

一般就 労が困難なしょうがいのある人には、しょうがい特性やニーズに応じた様々な就 労の場を確保することが必要です。

福祉的就 労支援事業所等は、しょうがいのある人が仕事を通じて、自己実現、社会参加、仲間づくりをするなど、地域生活をするうえで欠かせない「居場所」となっています。

ただし、そこでの生産活動において得られる収入は依然として低い水準にとどまっています。

背景として、利用者の高齢化も進むなかで、利用者の多様な特性に対応しようとすると事業所としての収益の確保は難しいこと。それに加え、受注の不安定さ、事業の展開力の弱さ、支援者の専門性向上も課題となっています。

市民等からは、「働くしょうがいしゃが、きちんと生活できるお金がもらえるようにしてほしい」「民間企業と連携した商品開発等の支援をしてほしい」等の意見が寄せられています。

### 【方向性】

市内の福祉的就 労支援事業所間で、各施設の利用者支援についての課題や収益力の強化などを検討するための事業所連携を支援していきます。それにより、福祉的就 労支援事業所におけるしょうがいのある人にとっての居心地の良さや、就 労機会の拡充、工賃水準の向上のための情報の共有を促進していきます。

また、市役所内において、優先調達法の周知啓発を行い、各部各課での意識の醸成を進めます。「国立市における就 労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、福祉的就 労支援事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）の一層の推進に努め、福祉的就 労の機会を拡充します。

更に、福祉的就 労支援事業所等の安定的な運営支援のため、引き続き運営費の一部

補助等を実施していきます。

【指標】

○優先調達件数

|      | 実績                | 目標                 |
|------|-------------------|--------------------|
|      | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 年間件数 | 10件               | 15件                |

【関連施策】

国立市における就労施設等からの物品等の調達方針[しょうがいしゃ支援課]、  
 日中活動系サービス推進事業補助事業[しょうがいしゃ支援課]、通所訓練事業運営  
 補助事業[しょうがいしゃ支援課]等

### (3) 新たな働く場である、「ソーシャルファーム」創設支援

#### 【課題】

しょうがいのある人、難病患者、引きこもりの若者などが抱える就労の困難さが、「貧困」や「社会からの孤立・排除」の要因の一つとされています。

これらの方々に対する就労支援はそれぞれの制度ごとに対象が限定されており、または制度が未整備であるため、包括的に支える仕組みの必要性が指摘されています。

しょうがいしゃ就労の場面においては、福祉的就労と一般就労の間には大きなハードルがあり、福祉的就労から一般就労への移行は難しい現状にあります。

こうした課題の解決策の一つとして、「ソーシャルファーム」が注目されています。

市民等からは、「しょうがいしゃの働き方は低賃金での働き方が当たり前とされてきたが、ソーシャルファームなどのような働き方に変えていくことも必要」等の意見が寄せられています。

#### 【方向性】

ソーシャルファームは、しょうがいのある人を含めた一般就労に困難を抱える人が、必要な配慮を受けながら、他の従業員と共に働くことができる共同型システムの下で、市場価値のある商品・サービスを創出し、仕事や収益を生み出しながら自律的な経済活動を行います。

そこでは、しょうがいのある人の特性に適応した作業システムや作業環境を構築することでしょうがいしゃの雇用拡大につながります。また、しょうがいのある人が働く喜びと技能・専門能力を習得できる場となります。仕事を通して社会と接することで社会参加の促進につながります。そして、何よりも生活できる賃金を得られる可能性のあることが期待されます。

市内においても新たな働く場である、「ソーシャルファーム」創設への契機となるよう、先駆的な事例の紹介や公的な助成等の周知啓発を行います。

【指標】

○ソーシャルファームに関する講演会・研修会等の実施回数

|        | 実績                | 目標                 |
|--------|-------------------|--------------------|
|        | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 年間実施回数 | 0回                | 1回                 |

#### (4) しょうがいのある人の経済的な自立を支援

##### 【課題】

実態調査によると、「地域で安心して暮らしていくためには、どのようなことが重要ですか」という設問に対し、「経済的支援の充実」と答えた人が28.4%と、「しょうがいや病気に対する理解の促進」の34.9%に次いで多くなっています。

しょうがいのある人が、地域で安心して自立した生活を営むためには、雇用・就労の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせのもと、年金や諸手当を受給しつつ、各種の優遇措置などを活用する必要があります。

しょうがいのある人が、制度を知らない、理解が十分でないために利用できない、といったことが無いようにすることが重要です。また同様に家族や支援者においても十分に理解していただく必要があります。

市民等からは、「当事者の立場に沿った窓口対応、わかりやすい冊子や書類を作成してほしい」「手当や制度などが一覧となったものがほしい」等の意見が寄せられています。

##### 【方向性】

障害年金の受給資格を有するしょうがいのある人が、その制度の存在や手続き方法などの理解が十分でないことにより、本来、受給できるはずの障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知・啓発と手続きの支援に引き続き取り組みます。

これまでも、手帳の新規取得時や転入手続き時等に、利用できるサービス等について網羅的に説明してきています。今後も、各種手当等の周知に努めるとともに、その適切な支給を引き続き行います。

また、各種手帳等の転入手続きを忘れる方がいる場合もあるため、引き続き手帳の転入手続きや手当や助成制度などの継続的な周知に努めます。

生活に困窮している世帯に対しては、福祉総合相談窓口（ふくふく窓口）と連携し、

きゅうふ かしつけ かけい みなお せいかつ た なお しえん おこな  
給付や貸付、家計の見直しなど生活の立て直しのための支援を行います。

【指標】

かくしゅてあて じょせいとうせいどなどしほうけいさいかいすう  
○各種手当、助成等制度等市報掲載回数

|                        | じっせき<br>実績                          | もくひょう<br>目標                          |
|------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
|                        | ねんど<br>2022年度<br>れいわ ねんど<br>(令和4年度) | ねんど<br>2029年度<br>れいわ ねんど<br>(令和11年度) |
| ねんかんけいさいかいすう<br>年間掲載回数 | かい<br>1回                            | かい<br>4回                             |

【関連施策】

かくしゅてあて きゅうふ じょせい しえんか じゅうきょかくほきゅうふきんじぎょう ふくしそうむか  
各種手当、給付、助成[しょうがいしゃ支援課]、住居確保給付金事業[福祉総務課]、  
かけいかいぜんしえんじぎょう ふくしそうむか など  
家計改善支援事業[福祉総務課]等

## 基本方針6. 保健の推進・医療との連携強化

### 【課題】

実態調査によると、現在の幸福度について尋ねた設問に関連し、「幸福度を考える際に重視したことを選んでください」の設問に対し、「健康状況」と答えた人が65.8%と最も多く、健康に対する関心の高さが窺えます。

また、「あなたの暮らしている地域は、医療機関が充実していると思いますか」の設問に対し、60.9%の人が、「非常にあてはまる」または「ある程度あてはまる」と回答しています。

しょうがいのある人の健康の保持・増進を図るためには、保健・医療と福祉との連携を図る必要があります。特に健康面の自己管理に困難さがあるしょうがいのある人においては、生活習慣病の予防が課題となります。

精神しょうがいのある人に対しては、変化しやすい精神症状に的確に対応できるよう、特に医療と福祉との連携による支援体制が不可欠です。

また、地域で暮らすしょうがいのある人の生活を支える家族や支援者等に対して、必要な情報の提供や相談対応などの支援を行うことも、生活の安定には必要となります。

人工呼吸器の使用などの医療的ケアを受けながら地域生活を送る医療的ケア児が徐々に増えてきています。医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や、在宅生活を支えるサービスの充実が課題となっています。

市民等からは、「学校に親の付き添いなしでも通えるようにしてほしい」「重度のしょうがいのある人が、入院時においても、必要な介護サービスを柔軟に利用できるようにしてほしい」「病気や健康のことについて気軽に相談できる出張相談や直接学べる講習会などを実施してほしい」等の意見が寄せられています。

### 【方向性】

しょうがいのある人が、健康を維持し、安定した地域生活を送れるようにするために、健康相談窓口の案内、日々の健康管理や健康診査等の定期受診について、本人の



みならず家族や支援者に対しても周知・啓発に取り組みます。

地域の保健・医療機関や精神しょうがいのある人に関わる民間事業所との連携を強化し、長期入院からの地域移行、ピアサポートの活用等をとおして、精神しょうがいのある人やその家族が安心して地域生活が送れるよう「精神しょうがいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に取り組みます。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、支援方策等を包括的に協議する連携会議を設置し、医療的ケア児の支援に関する課題や情報の共有等、連携を強化します。

訪問看護事業者と連携し、家族の一時休息やリフレッシュ、就労など、在宅支援の充実を図ります。

重度のしょうがいのある人が入院した際に、病院においても必要な支援を受けることができ、安心して入院生活が送れるよう、医療機関に引き続き働きかけていきます。また、入院時に制度が使えることについて、重度のしょうがいのある人や支援者への周知に努めます。

#### 【指標】

○しょうがいのある人（家族や支援者を含む）からの健康・栄養相談および特定健診相談件数

|                                     | じっせき<br>実績               | もくひょう<br>目標               |
|-------------------------------------|--------------------------|---------------------------|
|                                     | ねんど<br>2022年度<br>（令和4年度） | ねんど<br>2029年度<br>（令和11年度） |
| ねんかんそうだんけんすう<br>年間相談件数<br>の<br>（延べ） | けん<br>55件                | けん<br>80件                 |

〇医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

|               | 実績                | 目標                 |
|---------------|-------------------|--------------------|
|               | 2022年度<br>(令和4年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
| 人数<br>(年度末時点) | 2名                | 8名                 |

〇医療的ケア児等在宅レスパイト事業

|      | 実績                | 目標                |
|------|-------------------|-------------------|
|      | 2022年度<br>(令和4年度) | 2026年度<br>(令和8年度) |
| 実施状況 | 未実施               | 実施                |

【関連施策】

健康相談・栄養相談[健康まちづくり戦略室]、国立市健康診査・特定健診[健康まちづくり戦略室]、ゲートキーパー養成研修事業[健康まちづくり戦略室]、自立支援医療[しょうがいしゃ支援課]、くにたち精神しょうがいしゃ支援連絡会[しょうがいしゃ支援課]等

## 基本方針7. 安全・安心な生活環境の整備

### (1) バリアフリーのまちづくりの推進

#### 【課題】

実態調査によると、「あなたの暮らしている地域では、公共交通機関で、好きな時に好きなところへ移動ができますか」の設問に対し、57.6%の人が「ある程度あてはまる」または「非常にあてはまる」と回答しています。

また、「あなたが余暇活動や社会参加をするうえで、特に妨げになっていることはありますか？」の設問に対し、34.9%の人が「特にない」と最も多く、他に16.1%の人が「電車やバスを使っの移動がしづらい」、9.4%の人が「道路や建物内での移動がしづらい」と回答しています。

しょうがいのある人の自立と社会参加を促進し、誰もが安全で移動しやすい環境の整備に取り組む必要があります。

国立市においては、市内にある公共施設、歩行空間や自転車道の段差改良等の整備を順次進めてきていますが、老朽化している公共施設が多いなど、バリアフリー対応となっていない施設や道路が点在しています。

市民等からは、「歩道が極端に狭く車椅子が通れない場所がある」「病院やクリニックにもちょっとした段差がある」「バリアフリー点検をしてきたが、まだまだ改善されていない箇所が多い」「バスや鉄道の運転士などの態度に不快な思いをしたことがある」「バスの運賃表や時刻表が分かりづらい」「市内のバスを安く利用できるようにしてほしい」等の意見が寄せられています。

#### 【方向性】

しょうがいのある人が、移動しやすくなるよう、引き続きリフトカー等の移動手段の確保に努めます。

道路整備や公共施設、交通機関等のバリアフリー化をより一層推進するとともに、

新規のものについては、ユニバーサルデザイン<sup>4</sup>の考え方に基づき整備をし、当事者の意見を参考にしながら、しょうがいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

また、引き続き、バス停の改良やスロープの設置など、公共交通機関をより利用しやすくなるための対策について運行会社と連携し推進します。

#### 【指標】

○余暇活動や社会参加をするうえで、特に妨げになっていることが「特にない人」の割合（実態調査の結果数値）

|    | 今回調査              | 次回調査               |
|----|-------------------|--------------------|
|    | 2023年度<br>(令和5年度) | 2028年度<br>(令和10年度) |
| 割合 | 34.9%             | 45.0%              |

#### 【関連施策】

ガソリン費助成[しょうがいしゃ支援課]、福祉タクシー利用券[しょうがいしゃ支援課]、しょうがいのある人の運転免許取得経費助成[しょうがいしゃ支援課]、リフトカー運行[しょうがいしゃ支援課]等

<sup>4</sup> ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違いや年齢・性別・能力の差異、しょうがいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用できるようにすることを目的にした設計や工夫等。

## (2) しょうがい特性に配慮した防災対策の推進

### 【課題】

過去に甚大な被害をもたらした震災等の災害を契機に市民の防災意識は高まる傾向にあります。しかしながら、実態調査によると「あなたは災害時の対策をどのように立てていますか」という設問に対し、「特に対策は立てていない」と回答した人は全体の26.1%となっており、防災に関する知識の普及と啓発は急務といえます。

しょうがいがある人が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けるためには、緊急時や災害時の対策は重要な要素であるといえます。

阪神淡路大震災や東日本大震災等の過去の災害においては、高齢者やしょうがいのある人等の要配慮者における被災事例が多くなっており、災害時の避難に支援を要する人の把握が必要となります。

また、緊急時や災害時は、しょうがい特性によって、情報の取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況となります。災害時に必要な情報を入手し、適切に避難するためには、地域全体でしょうがい特性に配慮した支援が求められます。

市民等からは、「様々なしょうがいに合わせて、その対応や必要なものを事前に確認した方がよい」「日頃からしょうがいがある方への理解や周知、備えが必要である」「防災訓練を当事者と共に行っていく必要がある」「視覚しょうがい、発達しょうがい、高次脳機能しょうがい、盲ろう、難病の人の支援についても検討が必要である」「引き続き、東京都障害者スポーツセンターと福祉避難所の協定を結んでもらえるよう交渉を続けてほしい」等の意見が寄せられています。

### 【方向性】

市民それぞれが可能な範囲で日頃から災害に備えることが出来るように防災に関する知識の普及と啓発を図ります。

また、防災訓練等へのしょうがいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取り組みを支援していくことで、地域全体でしょうがい特性に配慮した災害支援体制

かくりつ つと  
の確立に努めます。

だいき ぼさいがい はっさいじ ひなん ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ こうしんおよ かんり  
大規模災害の発災時の避難については、避難行動要支援者名簿の更新及び管理を  
けいぞく じっし とち ひなんこうどうようしえんしゃこべつ ひなんけいかく さくせい すいしん  
継続して実施していくと共に避難行動要支援者個別避難計画の作成を推進すること  
で、しょうがいのある人の避難行動が速やかに 行えるように支援していきます。

さいがいとき じょうほうていきょう ぼうさいぎょうせいむせん し  
災害時の情報提供としては、防災行政無線や市のホームページ、くにたちメー  
ル、かくしゅ とう かつよう ひなんこうどうおよ ひなんせいかつ ひつよう てきせつ じょうほう  
各種SNS等を活用し、避難行動及び避難生活にて必要となる適切な情報をすみ  
やかに ていきょう つと  
提供できるよう努めます。

また、しょうがい特性に配慮した 情報伝達方法について調査研究していきます。

ふくしひなんじょ さいがいじ ぶくし いりよう けいぞく おこな  
福祉避難所については、災害時においても福祉や医療サービスを継続して行えるよ  
うに しゃかいふくししせつなど かつよう すいしん  
社会福祉施設等の活用を推進します。

#### 【指標】

さいがいじ たいさく とく たいさく た ひと わりあい じっだいちょうさ けっかすうち  
○災害時の対策を特に対策は立てていない人の割合（実態調査の結果数値）

|            | こんかいちょうさ<br>今回調査                    | じかいちょうさ<br>次回調査                      |
|------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
|            | ねんど<br>2022年度<br>れいわ ねんど<br>(令和4年度) | ねんど<br>2029年度<br>れいわ ねんど<br>(令和11年度) |
| わりあい<br>割合 | 26.1%                               | 13.0%                                |

ふくしひなんじょ きょうていすう  
○福祉避難所の協定数

|                                       | じっせき<br>実績                          | もくひょう<br>目標                          |
|---------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
|                                       | ねんど<br>2023年度<br>れいわ ねんど<br>(令和5年度) | ねんど<br>2029年度<br>れいわ ねんど<br>(令和11年度) |
| きょうていすう<br>協定数<br>ねんどまつじてん<br>(年度末時点) | きょうてい<br>14協定                       | きょうてい<br>15協定                        |

かんれんしさく  
【関連施策】

ヘルプカード作成促進事業[しょうがいしゃ支援課]、災害時用しょうがいしゃ支援バ  
ンダナ作成事業[しょうがいしゃ支援課]、福祉避難所の確保、運営訓練事業[しょうが  
いしゃ支援課、防災安全課]、家具転倒防止器具等支給・取付事業[防災安全課]、避難  
行動要支援者名簿管理事業[福祉総務課]、避難行動要支援者個別避難計画作成事業  
[福祉総務課]等

### (3) 防犯対策の推進

#### 【課題】

実態調査によると「あなたの暮らしている地域は、防犯対策（交番・街灯・防犯カメラ・住民の見守り等）が整っており、治安がよいと思いますか」という設問に対し、「あまりあてはまらない」「全くあてはまらない」と回答した人は全体の19.0%を占めています。

地域で安心・安全に暮らし続けるためには、地域でお互いに見守りや声掛けができるような、犯罪や消費者トラブルを未然に防止できるまちづくりが必要となります。

また、しょうがいのある人は、犯罪被害や消費者トラブル等に遭う危険性が高いことから、しょうがい特性に合った取り組みが必要となります。

市民等からは、「地域で安心して暮らしたい」「泥棒や詐欺、痴漢の被害にあいたくない」「わかりやすく防犯について教えてほしい」等の意見が寄せられています。

#### 【方向性】

しょうがいのある人を犯罪から守り、安心・安全なまちづくりを推進するため、防犯活動の支援や犯罪被害防止のための広報や啓発を行うとともに、防犯活動を警察署や関係機関と連携し推進いたします。

また、犯罪や消費者トラブルを未然に防ぐため、近隣での日々の見守りや声かけができるような地域づくりを支援します。

#### 【指標】

○防犯対策や治安がよくないと思っている人の割合（実態調査の結果数値）

|        | 今回調査              | 次回調査               |
|--------|-------------------|--------------------|
|        | 2023年度<br>(令和5年度) | 2028年度<br>(令和10年度) |
| わりあい割合 | 19.0%             | 10.0%              |



かんれんしさく  
【関連施策】

くにたちメール<sup>など</sup>等<sup>かつよう</sup>を活用した<sup>しょうほうていきょう</sup>情報提供<sup>ぼうさいあんぜんか</sup> [防災安全課、しょうがいしゃ<sup>しえんか</sup>支援課<sup>かくしゅ</sup>]、各種  
制度<sup>せいど</sup>に基づく<sup>もと</sup>金銭管理・書類管理<sup>きんせんかんり</sup>の支援<sup>しよるいかんり</sup>による被害防止<sup>しえん</sup> [福祉総務課<sup>ひがいはうし</sup>、しょうがいし<sup>ふくしそくむか</sup>  
や支援課<sup>しえんか</sup>]、職員<sup>しよくいん</sup>による防犯パトロール<sup>ぼうはん</sup> [防災安全課<sup>ぼうさいあんぜんか</sup>、国立市防犯協会<sup>くにたちしぼうはんきょうかい</sup>による青色<sup>あおいろ</sup>  
防犯パトロール活動<sup>ぼうはん</sup> [防災安全課<sup>かつどう</sup> ぼうさいあんぜんか など

## (1) 文化活動等の支援

### 【課題】

しょうがいのある人がスポーツや文化活動など様々な社会活動に参加することは、自身の個性や能力を新たに見出すきっかけとなるだけでなく、共生社会の実現に向け、しょうがいのある人に対する理解を深めることにもつながるため、とても重要です。

しかしながら、文化芸術活動を行う際に、しょうがいのある人に対する物理的・心理的障壁が依然として残っていたり、しょうがいのある人自身に十分な支援や情報が届かなかったりするなどといった課題があります。

また、しょうがいの有無に関わらず、文化芸術活動は、誰もが対等に享受し、創造する権利をもっているということも合わせて周知啓発していく必要があります。

市民等からは、「市内での文化芸術活動をする場は限られており、また予約などが難しく、利用料などもかかるため利用しにくい」等の意見が寄せられています。

### 【方向性】

しょうがいのある人が文化芸術活動に接し、より関心を持つことができるよう、庁内の関係部署間で連携を密にしながらしょうがいしゃ週間などのイベント等を開催することで、周知に努めていきます。

しょうがいのある人の文化芸術活動の裾野がより広がるよう、社会福祉協議会などの地域の関係機関等との連携を行いながら、市内での作品展の開催や、映画上映、舞台公演などの機会の充実を図ります。

【指標】

〇地域において余暇活動（※）をしたと回答した人の割合（実態調査の結果数値）

※ コンサート、映画、スポーツなどの鑑賞や地域の行事への参加

|    | 今回調査              | 次回調査               |
|----|-------------------|--------------------|
|    | 2023年度<br>(令和5年度) | 2028年度<br>(令和10年度) |
| 割合 | 33.5%             | 40.0%              |

【関連施策】

地域活動支援センター事業[しょうがいしゃ支援課]、日中一時支援事業[しょうがいしゃ支援課]、高次脳サロン事業[しょうがいしゃ支援課]、ふくしのつどい[国立市社会福祉協議会]等

## (2) しょうがいしゃスポーツ及びイベント等の振興

### 【課題】

地域において、しょうがいの有無に関わらず、多くの人々がスポーツに参加できる環境が整っていることは、生きがいや自立、社会参加の促進へとつながり地域の活性化に貢献します。

しかしながら、現状では、しょうがいのある人にとって、活動場所までの移動手段や介助者の確保が困難であることが課題となっています。

市民等からは、「市内でしょうがいしゃが気軽にスポーツをしやすい場所が少ない。様々な施設をもっと使いやすくしてほしい」等の意見が寄せられています。

### 【方向性】

様々な人々がしょうがいしゃスポーツへの理解を深められるよう、周知啓発を行うとともに、誰もが一緒に楽しむことができるスポーツの魅力を活かし、しょうがいの有無に関わらずスポーツに親しむことができる機会の創出を、社会福祉協議会などの地域の関係機関との連携により行います。

しょうがいしゃスポーツやレクリエーション活動への参加機会を拡充することによって、しょうがいのある人の生活・活動の幅を広げるとともに、しょうがいしゃスポーツに関するイベントの周知に取り組みます。

また、今後しょうがいしゃスポーツへの関心が高まっていくことも想定されることから、しょうがいのある人がスポーツやレクリエーション活動に親しむ機会の拡充を行います。

【指標】

〇地域においてスポーツなど（※）へ参加したと回答した人の割合  
（実態調査の結果数値）

※ スポーツやレジャーなどへの参加

|    | 今回調査              | 次回調査               |
|----|-------------------|--------------------|
|    | 2023年度<br>(令和5年度) | 2028年度<br>(令和10年度) |
| 割合 | 20.8%             | 25.0%              |

【関連施策】

ふれあいスポーツのつどい[福祉総務課、国立市社会福祉協議会]、ボッチャ普及啓発  
事業[生涯学習課]、しょうがいしゃ週間イベント[しょうがいしゃ支援課]等

## 基本方針9. 市役所における配慮の充実

### 【課題】

市役所では、しょうがいのある人が日々の生活を営むうえで必要となる様々な手続きや相談を行います。

しょうがいのある人に対する合理的配慮の提供については、しょうがい特性や具体的な場面・状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものとなるため、より柔軟な対応が必要です。

実態調査によると「あなたはどのような時に差別を受けたと感じますか」という設問に対し、「公共施設や交通機関を利用する時」と回答した人は全体の10.2%を占めており、市役所を含む公共施設に対して差別を受けたと感じたことのある人の割合は低くはありません。

市民等からは、「市役所において、しょうがいのある人への配慮に欠けた不適切な窓口対応をされた」等の意見が寄せられています。

### 【方向性】

しょうがいのある人が行政サービスを受ける権利を円滑に行使できるよう、市役所における合理的配慮の充実を図ります。

また、適切な対応のためには、市役所の職員一人ひとりに対して、しょうがいのある人への理解を促進する必要があります。

全職員を受講対象としている「ユニバーサルマナー検定<sup>5</sup>」に加え、あたりまえ

<sup>5</sup> ユニバーサルマナー検定：ユニバーサルマナーとは、高齢者やしょうがいのある人、ベビーカー利用者、外国人など、様々な方々を街で見かける現代において、自分とは違う誰かの視点に立ち行動することをいいます。国立市では、2017（平成29）年度より全職員を対象にユニバーサルマナー検定を職員研修として実施しています。講義では、しょうがいのある当事者が講師を務め、「高齢者やしょうがいのある人への向き合い方」や「障害者差別解消法について」「どんな人がどんなことに困るのか」等を学びます。

条例の成り立ちの説明や当事者から直接話を聞く職員研修を継続して実施し、しょうがいのある人への理解促進を図ることで、各職場におけるしょうがいのある人へのより良い配慮の提供を推進します。

また、障害者差別解消法にて策定が求められている「職員対応要領」について、早急に取り組みます。

## 【指標】

○公共施設や交通機関を利用する時に差別を受けたと感じたことがある人の割合  
(実態調査の結果数値)

|    | 今回調査              | 次回調査               |
|----|-------------------|--------------------|
|    | 2023年度<br>(令和5年度) | 2028年度<br>(令和10年度) |
| 割合 | 10.2%             | 5.0%               |

○合理的配慮についての市職員研修の受講者数

|              | 実績                              | 目標                              |
|--------------|---------------------------------|---------------------------------|
|              | 2017年度～2022年度<br>(平成29年度～令和4年度) | 2024年度～2029年度<br>(令和6年度～令和11年度) |
| 期間中の<br>延べ人数 | 18人                             | 300人                            |

## 【関連施策】

ユニバーサルマナー検定[職員課]、しょうがいをお持ちの方へ適切な配慮を行うための意識向上研修[しょうがいしゃ支援課、職員課]等

## 10. 計画の推進体制

この計画の基本理念である、しょうがいのある人が地域であたりまえに暮らすためにみんなで協力するまち国立を実現していくためには、進行管理と評価が重要となります。行政、市民、事業者などが協働しながら、計画を推進するとともに、施策目標に掲げた基本施策への取り組み状況を随時把握し、点検していくことが必要です。

### ① 進行管理

行政による計画の進行管理のため、庁内の「国立市地域福祉推進本部」並びに同本部のもとに設置される「推進委員会」により推進、協議、調整を行います。

### ② 点検・評価

計画の取り組み状況について、しょうがいのある人が当事者として参画する「国立市しょうがいしゃ施策推進協議会」において中間評価を行います。基本方針ごとに取り組み状況を把握し、点検・評価を行い、残る計画期間中の取り組み課題などについて意見等をいただき、計画の推進に反映させていきます。

### ③ 次期計画策定への取り組み

この計画は上記①、②を踏まえ取り組み状況を把握、点検しながら、基本理念の実現を目指して、推進していきます。また、次期計画の円滑な策定に向けて、2028(令和10)年度より「国立市しょうがいしゃ施策推進協議会」において検討を開始します。

| 年度   | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) | 2026年度<br>(令和8年度) | 2027年度<br>(令和9年度) | 2028年度<br>(令和10年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 取り組み | 計画策定              | 進行管理              | 進行管理              | 中間評価              | 次期計画<br>検討開始       | 次期計画<br>策定         |



# 11. 【資料】 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会委員名簿

国立市しょうがいしゃ施策推進協議会 委員名簿※ 任期（令和4年3月29日から令和7年1月14日まで）

| No. | 区分                          | 委員氏名                   | 所属先・推薦団体等        | 備考                           |
|-----|-----------------------------|------------------------|------------------|------------------------------|
| 1   | しょうがいしゃ又はその関係者              | みつ い きぬ こ<br>三 井 絹 子   | 国立市しょうがいしゃ団体等協議会 |                              |
| 2   |                             | いの うえ はる な<br>井 上 晴 菜  | 国立市地域福祉計画策定委員会   |                              |
| 3   |                             | たか はし ま き こ<br>高 橋 今希子 | 国立市聴覚障害者協会       |                              |
| 4   |                             | う が じん よしこ<br>宇賀神 佳子   | 国立市手をつなぐ親の会      |                              |
| 5   |                             | つぼ たに しん ご<br>坪 谷 真 吾  | 太陽と昴の会           |                              |
| 6   |                             | そば しま やす ひろ<br>側 嶋 康 博 | 国立市シュロの会         |                              |
| 7   | がくしきけいけん<br>学識経験            | わた 綿 ゆう じ<br>綿 祐 二     | 日本福祉大学           | かいちょう<br>会長                  |
| 8   |                             | てら しま あきら<br>寺 島 彰     | 東洋大学             | ふくかいちょう<br>副会長               |
| 9   | しょうがい<br>ふくしじぎょうしゃ<br>福祉事業者 | ほん た きみ え<br>本 多 公 恵   | 社会福祉法人滝乃川学園      |                              |
| 10  |                             | まる やま り え<br>丸 山 り え   | 社会福祉法人国立市社会福祉協議会 |                              |
| 11  | ほけんいりょう<br>保健医療             | ゆき さだ きみ ひこ<br>行 定 公 彦 | 一般社団法人国立市医師会     |                              |
| 12  | みんせいいいん<br>民生委員             | こ ばやし とし み<br>小 林 利 美  | 国立市民生委員・児童委員協議会  |                              |
| 13  | しみん<br>市民                   | おお えだ さやか<br>大 枝 さやか   | 公募による            | ※任期（令和4年12月22日から令和7年1月14日まで） |

## 12. 【資料】しりょう 国立市しょうがいしゃくにたちし 施策推進協議会審議経過しさをすいしんきようぎかいしんぎけいか

### くにたちし 国立市しょうがいしゃしさをすいしんきようぎかいしんぎけいか 施策推進協議会審議経過

| <small>ねん</small> 年 <small>がつ</small> 月 <small>ひ</small> 日 | <small>じつしじこう</small> 実施事項 | <small>じつ</small> 実 <small>し</small> 施 <small>ない</small> 内 <small>よう</small> 容 |
|------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年8月31日<br>(木)                                           | 第11回                       | ・諮問<br>・計画(素案)の審議【基本理念、骨子案】                                                    |
| 令和5年10月5日<br>(木)                                           | 第12回                       | ・計画(素案)の審議【基本理念、骨子案、施策1】                                                       |
| 令和5年11月7日<br>(火)                                           | 第13回                       | ・計画(素案)の審議【基本理念、施策1】                                                           |
| 令和5年12月19日<br>(火)                                          | 第14回                       | ・実態調査の実施について(結果報告)<br>・計画(素案)の審議【施策2】                                          |
| 令和6年1月25日<br>(木)                                           | 第15回                       | ・計画(素案)の審議【施策23】                                                               |
| 令和6年2月6日<br>(火)                                            | 第16回                       | ・第7期国立市しょうがい福祉計画・第3期国立市しょうがい児福祉計画(素案)について                                      |
| 令和6年3月28日<br>(木)                                           | 第17回                       | ・計画(素案)の審議【施策34】                                                               |
| 令和6年4月25日<br>(木)                                           | 第18回                       | ・計画(素案)の審議【施策345】                                                              |
| 令和6年5月16日<br>(木)                                           | 第19回                       | ・計画(素案)の審議【施策345】                                                              |
| 令和6年7月23日<br>(火)                                           | 第20回                       | ・計画(素案)の審議【施策3478】<br>・全項目の最終確認及び中間答申(案)について                                   |
| 令和6年9月11日<br>(火)                                           | 議会報告                       | 中間答申を受け、計画(素案)を作成し、国立市議会福祉保険委員会に報告                                             |
| 令和6年9月19日(木)～<br>10月9日(水)                                  | パブリックコメント                  | 市役所、北市民プラザ、南市民プラザ、公民館、図書館に計画素案の閲覧場所を設営。市ホームページにも掲載。                            |
| 令和6年9月26日(木)・9月<br>28日(土)・10月5日(土)                         | 市民説明会                      | 市役所、北市民プラザ、南市民プラザにて実施。                                                         |
| 令和6年11月19日<br>(火)                                          | 第21回                       | ・パブリックコメント等結果報告<br>・計画(素案)の審議【施策3】                                             |

### 13. 【資料】用語の解説

ぎょう  
【あ 行（あいうえお）】

#### ■一般就労

いっばん じぎょうしよ きぎょう かんこうちよう とくれいこがいしゃ じゅうとしょうがいしゃたすうこよう  
一般の事業所（いわゆる企業や官公庁など）や特例子会社、重度障害者多数雇用  
じぎょうしよ いっていきじゅんいじょう じゅうど しゃ しゅうろう ひつよう  
事業所（一定基準以上のしょうがいのある重度しょうがい者の就労に必要な  
せいびとう おこな じぎょうしよ はたら  
整備等を行っている事業所）などで働くこと

#### ■意思疎通支援事業

ちようかく げんごきのう い し そつう はか こんなん かた  
聴覚・言語機能などのしょうがいのため、意思の疎通を図ることが困難な方に、  
しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ はけん しゅわつうやくしゃ せっち おこな じぎょう  
手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置などを行う事業

#### ■移動支援事業

いどうしえんじぎょう  
たんどう がいしゅつ こんなん かた えんかつ がいしゅつ いどう しえん じぎょう  
単独での外出が困難な方が円滑に外出できるように移動を支援する事業

#### ■医療的ケア

かぞく かんごし にちじょうてき おこな けいかんえいようちゅうにゅう きゅういん  
家族や看護師が日常的に行っている、経管栄養注 入 やたんの吸引などの  
いりようてき せいかつえんじょこうい  
医療的な生活援助行為のこと

#### ■一般相談支援事業所

とどうふけん してい そうだんしえんじぎょうしよ そうだん おう きほんそうだんしえん  
都道府県が指定する相談支援事業所。さまざまな相談に応じる「基本相談支援」  
くわ ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん おこな ちいき く つづ  
に加え、「地域移行支援」「地域定着支援」を行う。地域で暮らし続けるため  
しえん とお ちいきせいかつ かん そうごうてき しえん  
の支援を通して、地域生活に関する総合的な支援をおこなう

ぎょう  
【か 行（かきくけこ）】

#### ■居宅訪問型児童発達支援

じゅうしょうしんしん じ がいしゅつ いちじる こんなん じ きょたく ほうもん  
重症心身しょうがい児など外出が著しく困難なしょうがい児の居宅を訪問し  
じっし じどうはったつしえん  
て実施する児童発達支援サービス

## ■ 居宅介護

自宅で、入浴・排泄・食事の介護や家事援助など、日常生活上の支援を行うサービス

## ■ 基幹相談支援センター

身体しょうがい者、知的しょうがい者、精神しょうがい者の総合的な相談や、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

## ■ 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス

## ■ 計画相談支援

サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、しょうがい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、ご本人とともにサービスの利用計画を作成する。利用者の満足度をモニタリングしながら、支援内容をコーディネートするサービス

## ■ 権利擁護

知的しょうがい、精神しょうがいや認知症等のため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること

## ■ 合理的配慮

しょうがい者が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、しょうがい者に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体に加え、民間企業や市民活動団体等にも、合理的配慮の提供が義務化されている

## ■ 工賃

就労継続支援B型などの就労支援を通じて生産活動を行った人に対して支払われるお金のこと

■ 行動援助

知的しょうがい・精神しょうがいにより行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス

■ 高次脳機能しょうがい

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶、注意、思考、言語などの知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともある

【さ行（さしすせそ）】

■ 重症心身障害

重度の知的しょうがいと重度の肢体不自由が重複している状態のこと。東京都では愛の手帳1度または2度と肢体不自由の1級または2級が重複している状態やそれと同等の状態

■ 児童発達支援

しょうがい児に対して、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行う

■ 児童発達支援センター

児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などを実施し、地域のしょうがい児やその家族の相談支援を行う地域の中核的な療育支援施設

■ 重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援など総合的な支援を行うサービス

■ 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス

■ 自立訓練（機能訓練）

身体しょうがいの方に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス

#### ■ 自立訓練（生活訓練）

知的しょうがい・精神しょうがいの方に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス

#### ■ 就労移行支援

就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス

#### ■ 就労移行支援（養成施設）

視覚にしょうがいのある方が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）に定める、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の国家資格を取得できるよう支援を行うサービス

#### ■ 就労継続支援（A型）

一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス

#### ■ 就労継続支援（B型）

一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス

#### ■ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行したしょうがい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス

#### ■ 施設入所支援

施設に入所している方に、入浴・排せつ・食事の介護など、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス

しゅくはくがたじりつくんれん  
■ 宿泊型自立訓練

ちてき せいしん かた か じ とう にちじょうせいかつのうりよく  
知的しょうがいまたは精神しょうがいのある方に、家事等の日常生活能力の  
こうじょう しえん せいかつ かん そうだん じょげん ちゅうや つう ていきょう ちいき  
向上のための支援や生活に関する相談・助言などを、昼夜を通じて提供し、地域  
いこう む かんけいきかん れんらくちょうせい おこな  
移行に向けた関係機関との連絡調整を行うサービス

じりつせいかつえんじょ  
■ 自立生活援助

しせつ りょう しゃ ひ とり ぐ かた たい  
施設やグループホームを利用していたしょうがい者で一人暮らしをする方に対し、  
ていきてき ほうもん おこな せいかつめん かだい たいちょう へんか かくにん ひつよう  
定期的な訪問を行い、生活面での課題や体調の変化などについて確認し、必要な  
じょげん いりようきかんと れんらくちょうせい おこな  
助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス

しょうがいじそうだんしえん  
■ 障害児相談支援

しょうがいじつうしよしえんどう りょう きぼう かた しょうがいじしえんりようけいかく さくせい つうしよしえん  
障害児通所支援等の利用を希望する方に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援  
かいしご いっていきかん おこな など しえん おこな  
開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス

しょうがいしゃしえんしせつ  
■ 障害者支援施設

かいご えんじょ ひつよう したく せいかつ むすか しゃ だいしやう  
介護や援助が必要で、なおかつ自宅で生活することが難しいしょうがい者を対象  
とした入所施設  
にゅうしよしせつ

せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう  
■ 成年後見制度利用支援事業

みよ しんぞく こうけんなどかいし しんぱん もうした  
身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができないしょうがい  
しゃ しちょう か もうした おこな せいねんこうけんせいどりよう  
い者について、市長が代わりに申立てを行ったり、成年後見制度を利用するための  
ひようふたん こんなん しゃ たい しんぱん もうした ひようおよ こうけんにんどう  
費用負担が困難なしょうがい者に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等  
ほうしゅう じよせい おこな じぎょう  
への報酬の助成を行う事業

せいかつかいご  
■ 生活介護

つね かいご ひつよう かた にっちゅうかつどう ば ていきょう にゅうよく はい  
常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・  
しょくじ かいご おこな  
食事の介護などを行うサービス

そうだんしえんじぎょう  
■ 相談支援事業

ちいき かた そうごうてき そうだん おう ひつよう じょうほう ていきょう けんり  
地域のしょうがいのある方などの総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利  
ようご ひつよう しえん かんけいきかん れんらくちょうせい おこな そうだんしえんだいせい  
擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整などを行い、相談支援体制やネットワ  
ークの構築を行う事業  
こうちく おこな じぎょう

■ ソーシャルファーム

しょうがいしゃ ひきこもり、ホームレスなど、さまざまな理由で働きづらさを  
りゅう はたら

か か かたがた こよう じゅうぎょういん いっしょ はたら ば じぎょうしゅうにゅう おも  
抱える方々を雇用して、ほかの従業員と一緒に働く場をつくり、事業収入を主  
ざいげん うんえい しゃかいてきぎょう  
な財源として運営する社会的企業のこと

## 【た 行（たちつと）】

### ■多機能型事業所

いじょう こと ふくし どういつしきちない いったいてき ていきょう しせつ  
2つ以上の異なる福祉サービスを同一敷地内で一体的に提供している施設をさす。  
しゅうろけいぞくしえん がた しゅうろけいこうしえん じどうはつたつしえん ほうかごとう  
「就労継続支援A型」と「就労移行支援」や、「児童発達支援」と「放課後等デ  
イサービス」等、組み合わせることが可能

### ■短期入所（ショートステイ）

いちじてき しよじじょう じたく せいかつ こんなん かた たんきかん やかん ふく しせつ  
一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設などで、  
せいかつ ば た ひつよう かいこ ていきょう  
生活の場やその他必要な介護などを提供するサービス

### ■地域移行支援

しょうがいしゃしえんしせつとう しせつ にゅうしよ しゃまた せいしんかびょういん にゅういん  
障害者支援施設等の施設に入所しているしょうがい者又は精神科病院に入院  
せいしん しゃ じゅうきょ かくほ た ちいき せいかつ いこう  
している精神しょうがい者に、住居の確保その他の地域における生活に移行する  
かつどう かん そうだん ほか べんぎ きょうよ  
ための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービス

### ■地域定着支援

きょたく たんしんとう じょうきょう せいかつ しゃ とうがい しゃ  
居宅において単身等の状況において生活するしょうがい者に、当該しょうがい者  
じょうじ れんらくたいせい かくほ とくせい きいん しょう きんぎゅう じたい  
との常時の連絡体制を確保し、しょうがいの特性に起因して生じた緊急の事態に  
そうだん ほか べんぎ きょうよ  
おいて相談その他の便宜を供与するサービス

### ■地域活動支援センター

しょうがいのある人が通い、ひと かよ そうさくてきかつどうまた せいさんかつどう きかい ていきょう しゃかい  
しょうがいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との  
こうりゅう そくしん ひと じりつ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ  
交流の促進のほか、しょうがいのある人が自立した日常生活及び社会生活を  
いとな ひつよう しえん おこな しせつ  
営むために必要な支援を行う施設

### ■地域生活支援拠点等

しょうがいのある人の高齢化やしょうがいの重度化や「親亡き後」を見据え、居住  
しえん きとう そうだん たいけん きかい ば きんぎゅうじ う い たいおう せんもんてきじんざい  
支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材



かくほ ようせい ちいき たいせい ばしょ たいせい  
の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ場所や体制のこと

## ■特定相談支援事業所

し くちょうそん してい そうだんしえんじぎょうしょ  
市区町村が指定する相談支援事業所。さまざまな相談に應じる「基本相談支援」  
にくわ加え、サービス利用を希望する方に向けた「サービス利用支援（必要な福祉サりようしえん ひつよう ふくしー  
ビスを案内すること）」「継続サービス利用支援（利用しているサービスが適切かあんない けいぞく りようしえん りよう てきせつ  
どうか見直すこと）」を行う

## ■同行援護

どうかえんご  
視覚しょうがいにより、移動に著しい困難を有する方の外出に同行し、移動に必要な情じょうほう ていきよう報を提供するとともに、移動の援護などを提供いどう えんご ていきようするサービス

【な行（なにぬねの）】

## ■日常生活用具給付事業

にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう  
ざいたく かた  
在宅のしょうがいのある方に、その方に適した自立生活支援用具など日にちじょうせいかつ常生活  
用具ようぐ きゅうふまた たいよ じぎょうを給付又は貸与する事業

【は行（はひふへほ）】

## ■ピアサポート

おな くる い かか とうじしゃ けいけんしゃ たが ささ あ かつどう  
同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者や経験者がお互いに支え合う活動のこと。  
「ピア」とは、英語で“仲間”を意味する

## ■避難行動要支援者

ひなんこうどうようしえんしゃ  
こうれいしゃ ようかいごにんていしゃ じゅうど しゃ なんびょうかんじやとう さいがい はっせい  
高齢者、要介護認定者、重度のしょうがい者、難病患者等のうち、「災害が発生し、  
または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方さいがい はっせい ばあい みずか ひなん こんなん かたであって、  
その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」のこと。平成25年  
の災害対策基本法の改正により、全国の自治体に「避難行動要支援者名簿」の策定  
が義務付けられている

## ■福祉避難所

ふくしひなんじょ  
さいがい じ こうれいしゃ ひと とく はいりょ ひつよう ようはいりょしゃ  
災害時における高齢者やしょうがいのある人などの特に配慮が必要な要配慮者を  
受け入れる施設のこと

ふくしがたしょうがいじにゆうしょせつ  
■福祉型障害児入所施設

しんたい ちてき せいしん じどう にゅうしょ にちじょうせいかつ しどう じりつせいかつ  
身体や知的、精神にしょうがいのある児童が入所し、日常生活の指導や自立生活  
ひつよう ちしき み しせつ  
に必要な知識を身につける施設のこと

ほいくしょうほうもんしえん  
■保育所等訪問支援

ほいくじょ しゅうだんせいかつ いとな しせつとう かよ じ しせつ ほうもん  
保育所など集団生活を営む施設等に通うしょうがい児について、その施設を訪問  
し、しょうがい児がしょうがい児以外の児童との集団生活に適應することができ  
るよう専門的な支援を行うサービス  
せんもんてき しえん おこな

ほうかごとう  
■放課後等デイサービス

ざいがくちゅう じ ほうかご なつやす とう ちようききゅうぎょうちゅう せいかつのうりよく  
在学中のしょうがい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力  
こうじょう くんれんとう けいぞくてき ていきょう じりつ そくしん いばしょ  
向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを  
おこな  
行うサービス

ほうていこようりつ  
■法定雇用率

みんかんきぎょう くに ちほうこうきょうだんたい たい しようわりあい ちう  
民間企業・国・地方公共団体に對し、それぞれの雇用割合が設けられており、そ  
れに相当する人数の身体しょうがい者、知的しょうがい者、精神しょうがい者の  
しよう ぎむづ  
雇用が義務付けられている

ぎよう  
【や行（やゆよ）】

ようやくひっき  
■要約筆記

じょうほうほしょう うむ ないよう かか ひつよう じょうほう えんかつ せいかく  
情報保障（しょうがいの有無や内容に関わらず、必要な情報を円滑かつ正確に  
にゅうしゅ じぶん いし つた しゅだん ば  
入手でき、また、自分の意思を伝えられるようにする）手段のひとつで、その場の  
おんせい もじ か つた つうやく  
音声を文字で書いて伝える通訳

ぎよう  
【ら行（らりるれろ）】

りょうようかいご  
■療養介護

いりよう じょうじ かいご ひつよう かた びょういん きのうくんれん りょうようじょう かんり  
医療と常時の介護を必要とする方に、病院などで、機能訓練、療養上の管理、  
た ひつよう しえん ていきょう  
その他必要な支援を提供するサービス

■レスパイト

「休息」「息抜き」のこと。家族などの介護・支援を行う人に対し、一時的に代替  
して負担の軽減を図ることで、日頃の心身の疲れを回復し、休息をとれるように  
援助するサービスをレスパイトケアという

くにたちし  
〇国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例

れいわ ねん がつ にちじょうれいだい ごう  
令和3年12月24日 条例第32号

かいせい  
改正

れいわ ねん がつ にちじょうれいだい ごう  
令和4年3月29日 条例第8号

れいわ ねん がつ にちじょうれいだい ごう  
令和5年3月29日 条例第2号

くにたちし  
国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例

せっち  
(設置)

だい じょう しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう い か ほう だい じょうだい こう きてい  
第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項の規定に  
もと じ し しょうがいしゃに かん する 施策の 総合的かつ 計画的な 推進を図るため、市長の  
ふぞくきかん として、くにたちし しょうがいしゃ 施策推進協議会(以下「協議会」という。)を せっち  
する。

しよしょうじ む  
(所掌事務)

だい2じょう きょうぎかい つぎ かか じ む しよしょう  
第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ほうだい じょうだい こう きてい しちょうそんしょうがいしゃけいかく かん どうじょうだい こう どうじょうだい こう  
において じゅんよう ばあい ふく きてい もと しちょう いけん の  
規定に基づき、市長に意見を述べること。
- (2) しょうがいしゃに かん する 施策の 総合的かつ 計画的な 推進について 必要な事項を 調査  
しんぎ およ 施策の 実施 状 況 を 監視すること。
- (3) しょうがいしゃに かん する 施策の 推進について 必要な関係行 政 機関相互の 連絡 調 整  
よう じこう ちょうさしんぎ  
を要する事項を調査審議すること。
- (4) しょうがいしゃ にちじょうせいかつ およ しゃがいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい  
123号) 第88条 第1項に規定する市町村障 害福祉計画に かん する 同 条 第10項の規定に 基 づ  
き、市長に意見を述べること。
- (5) じどうふくしほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう だい こう きてい しちょうそんしょうがいじふくし  
児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第33条 の20 第1項に規定する市町村障 害児福祉  
けいかく かん どうじょうだい こう きてい もと しちょう いけん の  
計画に かん する 同 条 第10項の規定に 基 づき、市長に意見を述べること。

そしき  
(組織)

だい じょう きょうぎかい いいん にんい ない そしき  
第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 いいん つぎ かか もの しちょう いしよく  
委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) しょうがいしゃ また かんけいしゃ にんい ない  
又はその関係者 7人以内

- (2) 市民 1人以内
  - (3) 学識経験のある者 2人以内
  - (4) 保健医療に関する事業に従事する者 1人以内
  - (5) しょうがいしゃの福祉に関する事業に従事する者 2人以内
  - (6) 民生委員 1人以内
  - (7) 国立市地域福祉計画審議会委員 1人以内
- (任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

**第6条** 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

**第7条** 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(支援者の同席)

**第8条** 会長は、委員がしょうがいしゃである場合において、当該委員のしょうがいの特性により必要があると認めるときは、当該委員の介助、発言の補助その他必要な支援を行う支援者を会議に同席させることができる。

- 2 市長は、前項に規定する支援者が会議に同席したときは、当該支援者に対して謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部しょうがいしゃ支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(国立市しょうがいしゃ計画策定委員会条例の廃止)

2 国立市しょうがいしゃ計画策定委員会条例（平成28年12月国立市条例第39号）は、廃止する。

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第51号を次のように改める。

(51) しょうがいしゃ施策推進協議会委員

別表第2中

「しょうがいしゃ計画策定委員会委員」

を

「しょうがいしゃ施策推進協議会委員」

に改める。

付 則 (令和4年3月29日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和5年3月29日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

くにたちしだい し けいかく  
**国立市第3次しょうがいしゃ計画**  
～しょうがいのあるひとがちいきであたりまえに暮らすために  
みんなできょうりょくするまちくにたちじつげんの実現～

れいわ 令和7（2025）年3月

へんしゅう はつこう くにたちしけんこうふくしふ しえんか  
編集・発行 国立市健康福祉部しょうがいしゃ支援課  
〒186-8501  
とうきょうとくにたちし ふ し みだい ちょうめ ばんち  
東京都国立市富士見台2丁目47番地の1  
でん 話 042-576-2111（だいひょう）  
ファクス 042-573-1102（ちよくつう）  
メー ル sec\_shogaishien@city.kunitachi.lg.jp

